

決算審査特別委員会会議録
〔平成 21 年第 3 回定例夕張市議会付託〕
平成 21 年 9 月 25 日(金曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎付託案件

- (1) 認定第 1 号 平成20年度夕張市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (2) 認定第 2 号 平成20年度夕張市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- (3) 認定第 3 号 平成20年度夕張市市場事業会計歳入歳出決算の認定について
- (4) 認定第 4 号 平成20年度夕張市老人保健医療事業会計歳入歳出決算の認定について
- (5) 認定第 5 号 平成20年度夕張市公共下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- (6) 認定第 6 号 平成20年度夕張市介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について
- (7) 認定第 7 号 平成20年度夕張市診療所事業会計歳入歳出決算の認定について
- (8) 認定第 8 号 平成20年度夕張市後期高齢者医療事業会計歳入歳出決算の認定について
- (9) 認定第 9 号 平成20年度夕張市水道事業会計決算の認定について

◎出席委員 (7 名)

高 間 澄 子 君
伝 里 雅 之 君
島 田 達 彦 君
角 田 浩 晃 君
正 木 邦 明 君
高 橋 一 太 君
加 藤 喜 和 君

◎欠席委員 (なし)

◎出席参与

市長、副市長、新山・松倉両監査委員、教育委員

長、教育長、理事のほか、関係の課長等

午前 10 時 30 分 開議

●角田委員長 ただいまから決算審査特別委員会を開催いたします。

●角田委員長 本日の出席委員は 7 名、全員であります。

ほかに議長が出席されております。

次に参与の出席であります。市長、副市長、新山・松倉両監査委員、教育委員長、教育長、消防長、理事のほか、関係の課長等であります。

●角田委員長 次に、第 3 回定例市議会において本委員会に付託されました、認定第 1 号ないし第 9 号の 9 案件であります。この審査の進め方についてであります。初めに理事者から決算の概要について説明を聴取し、次に理事者の説明に対する質問並びに大綱的な質疑を行い、次に一般会計の歳出より款ごとに各会計決算書、証書類と順次審査を行い、最後に審査結果の取りまとめと採決を行いたいと存じますが、そのように取り進めてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

特に異議もないようでありますから、そのように取り進めてまいります。

●角田委員長 それでは、理事者の説明を求めます。

地域再生推進室長。

●石原地域再生推進室長 平成 20 年度夕張市各会計の決算につきまして、19 年度と同様に新たな状況変化に対応しまして真にやむを得ない必要な事業を実施するため、議会の議決、総務大臣の同意を得て変更を行いながら計画の着実な実行と現状での必要な行政サービスを維持してきたところでございます。

それでは、平成 20 年度夕張市各会計の決算につきまして、お配りしております決算報告書によりご説

明申し上げます。

まず、予算編成から決算に至るまでの経過の概要につきまして、2 ページをお開き願います。

平成 19 年 3 月 6 日、総務大臣より同意された財政再建計画の実質 2 年目となる平成 20 年度普通会計予算編成は、単年度赤字解消額約 10 億 6,000 万円を着実に解消することを前提にしながらも、平成 19 年度の執行状況を踏まえ、制度の改正や新たに生じた諸課題などを勘案し、当初計画で見込んだ歳入、歳出額の変更を行い、限られた予算の中ではありますが市民生活の安全、安心を確保することを最優先に進めました。

また、特別会計においても市民への必要な各種サービスを提供することを前提に、制度改正などを踏まえながら編成し、平成 20 年 3 月 5 日に財政再建計画変更の同意を総務大臣より、3 月 27 日には当初予算の議決を議会より得て、平成 20 年度予算がスタートしました。なお、高齢者医療制度の改正に伴い、新たに後期高齢者医療事業会計を設置しました。

財政再建計画と当初予算の比較において、歳入は計画を上回る人口の減少や経済情勢の悪化などにより、市税や住宅使用料をはじめとした各種使用料、手数料が減額となりました。歳出においては、新たに始まる後期高齢者医療制度への対応や平成 19 年度の豪雪を踏まえ、市民生活に支障が生じないよう除雪予算の増額を図るとともに、救急資機材の更新経費等を計上しました。

必要な行政サービスを維持するために所要の予算措置を講じる必要性から、その財源確保は大変厳しい状況でありましたが、各種基金の活用、契約事務の適正化、計画を上回って減少した職員の人件費の反映などで、計画どおりの単年度赤字解消額を見込むことができました。

年度当初からの本市の行財政運営は、財政再建団体として 1 年を経過した経験と前年度から続くほか団体からの人的支援や助言により、計画初年度のような混乱も多少落ち着き、スタートすることができましたが、市内唯一のプールであるスイミングセン

ターの屋根崩落や原油価格の高騰、さらに老朽化した施設の維持補修経費など、年度の途中で生じた諸課題に対応する必要が生じました。

限られた予算での対応が非常に困難な状況ではありましたが、国、道の補助制度や各種基金の活用を図りながら、なお生じる財源不足に対しては、平成 18、19 年度に計画を上回る赤字解消額を確保できたことにより生じた前年度繰上充用金で対応してまいりました。

また、国の補正予算に伴う地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金や地域活性化・生活対策臨時交付金については、高騰する燃料費への補てん、高規格救急自動車や除雪車両の購入、さらには公営住宅、生活館、葬祭苑等の施設に係る維持補修経費など、市民生活に密着した事業へ活用することができ、財政再建計画の推進上、非常に効果的なものとなりました。

これらにより、平成 20 年度は 6 月、9 月及び 3 月に計 4 回の計画変更と計画の変更に当たらない予算の組み替えを行い、当初予算編成後に生じた行政需要に対応してまいりました。

平成 20 年度普通会計決算は、特別交付税や公有財産の売却による歳入の増及び適正な競争入札の執行による事務事業費や、少雪に伴う除雪費、高騰から下落に転じたことに伴う燃料費などの歳出の減により、単年度収支においては約 12 億 8,000 万円の黒字となりました。

この結果、累積赤字は約 322 億円となり、計画と比べて 5 億 9,000 万円減少することができました。

財政基盤が脆弱な本市にあつて、計画に見込んだ赤字解消額を確保することができたのは、市民皆様のご理解とご協力、また、夕張市へ様々な支援をしていただいた関係各位の賜によるものと認識し、引き続き着実な財政再建を図りつつ、山積する諸課題に適切に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4 ページから 10 ページにあります普通会計事業別決算に関する調べであります。当該会計における全事業を掲載しておりますので、後ほどご参

照いただきますようお願いいたします。

11 ページをお開き願います。

一般会計の決算につきましては下段に記載のとおり、歳入決算額 86 億 8,274 万 8,000 円に対し、歳出決算額は 408 億 5,588 万 8,000 円となり、差し引き不足額 321 億 7,314 万円に、翌年度繰越額 2,632 万 6,000 円を加えた額、321 億 9,946 万 6,000 円は翌年度の歳入を繰上充用し、補てんいたしました。

12 ページ、13 ページは科目別執行状況、14 ページは市税の内訳、15 ページから 17 ページまでは性質別の内訳を記載しております。

続きまして、18 ページ、19 ページ、国民健康保険事業会計の決算につきましては 18 ページ下段に記載のとおり、歳入決算額 21 億 6,306 万 5,000 円に対し、歳出決算額は 21 億 8,754 万円となり、差し引き不足額 2,447 万 5,000 円は翌年度の歳入を繰上充用し、補てんいたしました。

次に 20 ページ、21 ページ、市場事業会計の決算につきましては記載のとおり、歳入決算額 250 万 3,000 円に対し、歳出決算額は 169 万 4,000 円となり、差し引き残額 80 万 9,000 円は全額繰り越しました。

次に 22 ページ、23 ページ、老人保健医療事業会計の決算につきましては記載のとおり、歳入決算額 2 億 5,794 万 8,000 円に対し、歳出決算額 2 億 2,854 万 5,000 円となり、差し引き残額 2,940 万 3,000 円は全額繰り越しました。

次に 24 ページ、25 ページ、公共下水道事業会計の決算につきましては記載のとおり、歳入決算額 2 億 8,818 万 2,000 円に対し、歳出決算額 14 億 1,738 万 2,000 円となり、差し引き不足額 11 億 2,920 万円は翌年度の歳入を繰上充用し、補てんいたしました。

次に 26 ページ、27 ページ、介護保険事業会計の決算につきましては記載のとおり、歳入決算額 14 億 5,253 万 2,000 円、歳出決算額 14 億 5,253 万 2,000 円と、歳入歳出同額となりました。

次、28 ページ、29 ページ、診療所事業会計の決算につきましては記載のとおり、歳入決算額 1 億 427

万 3,000 円、歳出決算額 1 億 427 万 3,000 円と、歳入歳出同額となりました。

次に 30 ページ、31 ページ、後期高齢者医療事業会計につきましては記載のとおり、歳入決算額 2 億 2,701 万 2,000 円に対し、歳出決算額 2 億 2,681 万 1,000 円となり、差し引き残額 20 万 1,000 円は全額繰り越ししました。

以上で水道事業会計を除く各会計の決算の概要について説明を終わります。よろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

●角田委員長 続きまして、建設課総括主幹より説明を求めます。

総括主幹。

●小林建設課総括主幹 お手元に配付の水道事業会計決算の概要資料に基づきまして、決算の内容についてご説明申し上げます。

資料 1 ページは、水道事業会計決算の概要を表にしたものであります。

表の左側は、収益的収入及び支出についての最終予算と決算額を比較したものであります。収入は上の段、支出は下の段の表で表示しております。

収入の決算額 C は 4 億 1,263 万 1,369 円となり、予算対比で 122 万 6,631 円の減となりました。

支出につきましては、決算額が 3 億 1,790 万 7,113 円となり、予算対比で 1,260 万 2,887 円の不用額となりました。

収益的収支は、税込みで一番下の段の C で表示しておりますが、税込みで 9,472 万 4,256 円の経常利益となりました。

次に、右側の表であります資本的収入及び支出について、収入から説明いたします。

収入の決算額 C は 4 億 7,094 万円となり、予算対比で変更はありませんでした。

支出につきましては、決算額が 3 億 2,829 万 5,932 円となり、予算対比で 20 万 9,068 円の不用額となりました。資本的収支差し引き、再掲の C 欄小文字 a で表示しておりますが、2 億 8,120 万 1,932 円の不足となります。

この結果、前段の収益的収支を合わせた総収支については、1 億 8,647 万 7,676 円の不足となり、当年度損益勘定留保資金、災害復旧費、当年度消費税資本的収支調整額並びに前年度留保資金 1,012 万 4,122 円で補てんしましたが、最終的に 3,698 万 2,907 円の資金不足となり、一般会計運用金で措置しました。

次に資料 2 ページ、資料 1 ページの裏であります。本表は平成 15 年度から平成 20 年度までの収支比較表であり、右端の集計は前年度と比較したものであります。

営業収益の減は、給水人口、企業の使用量減少に伴う料金収入の減により、前年度より 3,612 万 3,000 円の減となりました。

営業外収益は、一般会計からの地方税算入分補助金により 668 万 7,000 円の増となりました。

営業費用においては 1,165 万 7,000 円の増となり、内訳としましては旭町浄水場の修繕料、旭町第 1 ダム調査費及び包括的民間委託による増であります。

次に資料 3 ページであります。平成 15 年度から平成 20 年度までの給水収益の内訳でありまして、右側の集計は前年度と比較したものであります。

給水収益の減 3,180 万 2,000 円は、前年度比 7.5 パーセントの減で、家事用の減少額 918 万 9,000 円は前年度比 4.2 パーセントの減であります。家事用の減少額比率は、給水収益減額の 28.9 パーセントを占めております。

業務用の使用料金が前年度よりも減少した要因は、施設の休廃止や節水によるものであります。減少件数では 216 件、減少額では 2,326 万 7,000 円となり、給水収益減額分の 73.2 パーセントを占めております。この内訳としましては、宿泊施設で 1,146 万円、工場関係で 498 万円、官公庁、病院関係で 210 万円、福祉関係で 760 万円の減少であります。

次に資料 4 ページであります。平成 20 年度の未収金の内訳であります。

決算書での未収金の額は 3 月 31 日現在のものでありまして、給水収益の現年度が 7,713 万 6,271 円、

給水収益の過年度が 3,328 万 3,347 円で、営業外収益 462 万 5,600 円を加えますと、未収金合計額は 1 億 1,504 万 5,218 円でございます。

実質的な納期と言える 5 月 31 日現在では、給水収益の現年度が 3,137 万 6,653 円、給水収益の過年度が 3,286 万 1,029 円、合計で 6,423 万 7,682 円が実質的な未収金であります。昨年度と比較いたしますと現年度で 860 万 2,484 円の増、過年度では 1,115 万 1,928 円の減であります。第 3 セクターの欠損金 2,700 万 9,614 円がありますので、実質過年度未収金は 1,585 万 7,686 円の増となります。これは営業不振の業者により未収金が増えたものであります。

最終ページの 6 ページに滞納状況を昨年度と比較して表を載せていますので、ご参照ください。

昨年度 4 月より給水停止に伴う滞納額を 6 カ月から 3 カ月に変更し、滞納額が多額にならないように対応するなど、大口使用者の滞納に対してはその経営状況を調査し、支払い計画を立て誓約を取っておりますが、灯油高騰など景気悪化の影響により経営状況が悪化したため、昨年度は未収金が増えることとなりました。

一部倒産した会社については未だ債権請求が行われていませんが、ほかの業者について今現在は支払計画による誓約を取り交わし、履行されているものであります。

次に資料 5 ページであります。給水収益の構成比を前年度決算数値と比較したものであります。

業務用の料金構成比が減っていること、昨年度から 8 トン以下の使用者割合が 10 トン以上の使用者の割合よりもさらに増え、節水など水を使用しなくなったことが給水収益の減少している要因と言えます。ご参照願います。

以上で資料の説明を終わりましたが、人口の減少、特に業務用収益の減少は予測を大きく上回っており、平成 21 年度以降においても給水収益の確保は非常に厳しい状況にあります。

本年度は償還額がピークを迎えたこと、特別損失 2,700 万 9,614 円により資金不足額は生じましたが、

来年度以降については資金不足額の解消が見込める見通しであります。

今後、旭町浄水場などは鋼製の浄水場で 40 年以上を経過しているため、すぐにでも施設の更新が必要であり、配水管についても昭和 50 年代の管が多いため、今後、更新の計画が必要となりますことから、さらなる給水収益の確保に努めなければなりません。

未収金対策及び経費の節減に努め、資金収支の均衡を維持しつつ、安全でおいしい水の安定供給に努めてまいりますので、何とぞよろしくご審議の上、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

●角田委員長 続きました、総務課総括主幹より説明を求めます。

●三浦総務課総括主幹 お手元に配付してございます平成 20 年度市税等滞納状況一覧表、横表ですが、この資料について若干ご説明をさせていただきます。

各行につきましては、それぞれ滞納理由でございまして、個人の市内、市外、それから法人の市内、市外、そして下段の方になりますが、平成 21 年度内に完納予定者分、法人市民税ということで区分して記載をしております。

また、縦列につきましてはそれぞれ歳入科目でございまして、1 ページの 1 番最初の市税から 3 ページ最後の後期高齢者医療保険料まで 15 科目に区分してございまして、最後に件数と金額の合計を記載しております。

なお、件数につきましては各科目の延べ件数となっておりますので、ご承知おきを願いたいと存じます。

以上で説明を終わります。

●角田委員長 それでは、説明に対する質問並びに大綱的な質疑に入ります。

高橋委員。

●高橋委員 最初は毎年聞いている数字的な部分ですけども、地域的な部分の問題で若菜の供託金の関係部分の問題です。

毎年決算委員会等の中で聞いている問題で、平成

9 年から続いているものですから、10 年以上経過しているもので。

まず、この当決算委員会の中で平成 20 年度の実績といいたいでしょうか、残り件数といいたいでしょうか、その辺の部分をお知らせいただきたいと思えます。

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 委員からも今、お話のありましたとおり、若菜地区の供託につきましては平成 9 年度より当初 45 名、60 筆の方々によりまして、民法第 494 条によります地代弁済供託が開始されました。

これまで長年にわたり話し合い、個別に訪問するなどの説得等を重ねながら少しずつ解除が進められてきたところでありまして、昨年の平成 19 年度末では 11 件、21 筆が未解決でございましたが、平成 20 年度内におきまして 10 件、20 筆の解決が図られました。

現在残っているのは 1 件、1 筆でございますので、引き続きこの方につきましては、解決に向け、努力をしていきたいと考えてございます。

なお、残り 1 人の方につきましては契約先がすでに変更となっております、平成 19 年度より新たな土地の契約者の方からは通常どおりの貸地料をいただいておりますので、今後増加していくことにはなってございません。

以上です。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 1 件、1 筆というのは、昨年もそのままの数字だったと思うんです。

これはもう以前からそれぞれ行政の方のその時その時の担当課の皆様も努力され、成果というか努力が数字として表れてきていると思うんです。

もうこれは 1 件ということですから、全面解決に向けてある程度終止符を打っていかねばいけない問題なのかと私は思っております。

その辺の部分、まだ 1 件残されているということでもありますから、円満解決云々とまでいかないまでも、解決に向けて最善の努力をしていただければと。

これは、要望で終わりますのでお願いしたいと思っております。

●角田委員長 要望でよろしいですね。はい。

ほかに。

高橋委員。

●高橋委員 大綱的ということありますから、本当の大綱的な部分の質問をしていきたいと思っております。

決算委員会ということありますから、平成 20 年度の決算報告、監査委員に基づくまとめも今、ちょっと見ておりました。

その中で、特にまとめの後半の部分、職員の執行体制の部分ですとか、あるいは今後も行政に必要な体制の整備を図りつつ財政健全化への道のりをということで書いております。これは監査委員の方からの報告ということでもありますから、こういうまとめで綴っております。

その中で、ご承知のとおり今度の再生計画、いわゆる来年から実質的にスタートしていく再生計画については平成 20 年度の会計ベースというのが実質的な部分に反映されていく数字と理解をしております。比率としてですね。

その中で、以前も確か決算委員会だったはずですけども聞いたと思っているんですけども、実質的な赤字比率ですとか連結赤字比率というのは、これはもう当然なことながら数字的にはわかります。

ただ、将来負担比率の部分、これがやはり大きく数字的には突出している部分で、基本的には残りの三百数十億の中に入ってこない、例えば地方債の残高なり、もちろんこれは毎年度歳出を組んで公債費なりに歳出をしていっているでしょうし、そのほか将来の退職金手当ですとか、将来にかかる負担の数字的な部分が将来負担比率に大きく反映されていると思うんです。

そこで、まとめなんかを見ても特に行政の執行体制の部分、職員不足も含めていろいろと書かれております。

これは、我々議会としても当然今のままでは良い

とは思っていません。ましてや、今後の中でこの再生計画における部分では職員体制のあり方、人件費の部分については大きな問題の一つとして、行政としても懸案事項の最大のポイントとして挙げられているわけでありますから、特に将来負担比率の中で退職金手当、将来かかる負担の数字が入ってくる以上、例えばこれから開催していく市民の懇話会とか、この辺の将来負担比率の部分の逆を比率なんかで出されても、我々も正直言ってなかなか理解できない部分がありますし、特に人件費的な部分は将来かかる負担比率としてこれくらいだという部分がある程度数字的に出していくというのが、特にこれから再生計画を組む上では、人件費の部分で大きく理解を示していつてもらわなければいけない大きな問題だと思うんです。

特に、将来負担比率の部分ではどうお考えなのか、その辺まずお聞かせいただきたいと思っております。数字的な部分を含めて。

●角田委員長 推進室長。

●石原地域再生推進室長 お答えします。

ただいまの高橋委員のご質問であります。将来負担比率というところで、20 年度の決算においては 1,164 パーセントと、19 年度も比率を出しておりますので、これとの比較をしますと 73.6 パーセントの減という結果となっております。

まず将来負担比率についてですけども、これは標準財政規模等に対する将来負担すべき額の割合ということで、先ほど高橋委員がおっしゃった内容と同じでございますが、これは赤字額や地方債、債務負担行為、土地開発公社の債務など現時点で想定される将来の負担、つまり残高を指標化したものでございます。この比率が高い場合、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いというものでございます。

それで、今ご質問の各項目といえますか、どのくらいの額なのかということでもありますけども、夕張市の将来負担額というのは 549 億円という数字で見込んでおります。

この内訳につきましては、一般会計の地方債の現在高 133 億円、債務負担行為に基づく支出予定額 52 億円、公営企業債等の起債元金の償還にかかる繰出金 18 億円、退職手当の負担見込額 7 億円、それと土地開発公社負債の負担見込額 16 億円、最後には何回か申しております現在の連結実質赤字額 323 億円と、これを全部合わせますと 549 億円ということでただいまのところ試算しております。

以上でございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 はい、わかりました。

こういったある程度数字的なものを、むしろ行政の方も当然これからも再生計画に向けては市民懇談会ですとかいろいろと説明会で挙がっていくと思うんです、各地域において。

こういった特に見える数字といいたいまいしょうか、我々も今年度のこととなりますが、議会としても地域懇談会とかを開催させてもらっても特に数字的なものですか、ましてや比率的なものになるとなかなか市民には理解をしていただけない要素が高いのかなと、先ほども言ったとおり。

まして、これから本格的再生計画に向けては懸案事項の最終詰めにさしかかっている中で、ご案内のとおり人件費含めていろいろと大幅に調整をしていかなければいけないというときに、特に人件費に関わる部分での今言った将来負担比率で言えば退職金手当にかかる部分は実際どれくらい将来にかかっていくものなのか、その辺をある程度出していくことで、一つひとつ理解度も示していけるのかと思うものですから、これも要望的なものになるかもしれませんけれども今後そういった部分の対応強化を含めてお願いをしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

●角田委員長 室長。

●石原地域再生推進室長 これらの判断比率につきましては、先の 5 月の住民説明会においてもわかりやすくという要望が住民からありました。

当室としましても、その後についても広報等では

なるべくわかりやすいということで努力をしているところでございますが、今後におきましても各機会あるごとにやさしく、わかりやすい説明をするよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

●角田委員長 よろしかったですか。

はい、ほかに。

高橋委員。

●高橋委員 続いて、指定管理そのもののあり方の部分で質問していきたいと思っております。

ご承知のとおり、概ねの施設含めて本市においては再建団体移行後、それぞれの各施設、それぞれの各企業関係含めて指定管理を結んでいただいている状況でございます。

ただ以前から、例えばこういった委員会、あるいは行政常任委員会等含めて質問もしてきているところですが、指定管理そのもののあり方という部分がやはりある程度年数を経過してきているときに問われてきている部分が事実でございます。

そのひとつとして、不必要な施設の返却等が昨年度から含めていろいろと見受けられてきている。当然、これはある程度それぞれの指定管理で協定は結ばれていると思うんだけれども、年数も含めてある程度入っているでしょうけれども、やはり 1 年、2 年指定管理を結んだ後、経営をしたけれども経営状況がかんばしくないという理由から、それぞれの企業間の中で施設が返されてきている。

しかし、本市そのものが目指している指定管理そのもののあり方ということとは大きくずれが生じてきていると思うんです。

まず、この辺の指定管理そのもののあり方のお考え。

これは決算委員会ですから、この先のことはちょっと言えませんが、今日までのこのあり方の状況と、それと私は選定委員会そのものにもちょっと問題はあるとは言いません。問題があると言いますが、選定委員会そのものにもひとつ選定のあり方をどう项目的にされているのか。もちろんそれはそ

それぞれの施設によって選び方、そういったものはあると思うけれども、この辺が大きく指定管理そのものが返却されてくる大きな要因にもひとつつながってきている部分はあるのではないかと思いますので、この辺含めた指定管理全般のこの考え方について、この辺はちょっとどなたかお答えいただければと思っております。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 ただいまの高橋委員の指定管理による施設の問題ですけれども、これはもうご承知のように財政再建計画の中で謳っている項目の中で、市が保有する観光施設については売却または指定管理者制度により委託すると。売却先または委託先が決まらない場合は、原則として休廃止すると明記されております。この中で、方針に則って市としてはできるだけ観光管理施設については売却や一般財源を投入しない、そういうことを前提で指定管理制度による委託を行ってきたところでございます。

また、その中でも売却先や委託先が決まらない施設としては原則として休廃止施設、これもそのような方針でやっております。

話がちょっとずれるようでございますけれども、石炭博物館をはじめとする市の観光施設の多くは、これは指定管理者により管理委託を行ったものでありますが、その後いくつかの施設は市の方へ今、返還の申し出がなされております。

この要因というのは、ご承知のとおり建物そのものが非常に老朽化が進んでいる。そして改築に、またはその維持管理費に相当な費用がかかっている、こういうことが指定管理を受けた業者においても経営難の維持管理できない要因となっていることもこれは明白であります。

そんな中で、市としては本来、管理者との話し合いの中では協定書を結んでおりますから、その協定書を前提として、それに違わない範囲においての申し出は市は受けざるを得ないという立場にあります。

しかし、そうは言っても今現在、指定管理を受けた管理者と話し合いを重ねて、何とか維持管理が可

能にならないのかと、いい方法がないのかを両者でいろいろ協議、検討重ねながら、今日までできております。これについても、ほかの団体、ほかの地方自治体をみますと、指定管理者といえども各行政が一定程度の維持経費を委託料として払っているというところもあります。

ご承知のように、本市は財政破綻の中でそういう一定程度の費用というものは出せるものじゃありませんので、まったく契約に則ったとおりのことを今、業者にしてもらっているわけでございます。

これも冒頭言いましたように、委託管理業務に関する覚書、業務協定書を結んでおりますので、それを楯にいろんな話しをする中で、市も維持管理を考えながらも続投を強要する、強制する立場にないことも事実であります。

したがいまして、答弁としてはあくまでも現状の中で委託管理者との話し合いを継続していきますけれども、最悪の場合には協定書に則った市としての基本的な考え、原則としての休廃止をせざるを得ない、こういうところに帰結するんじゃないかと思っております。

そうは言っても現実にはいろいろな、例えば指定管理者が返還してもほかの業者がそれを再度リサイクル、リニューアルして使用するということも現実起こっておりますので、市としてはそういう両面を考えて慎重な対応をしていきたいと、このように思っております。

もうひとつ、指定管理者制度、指定管理者そのもののご発言がございましたけれども、私は今の指定管理者制度がどのように委員はお考えかわかりませんが、私は市として、今の指定管理者の方々それぞれ良識、見識または社会的の中でも相当見識が高い方に委員となってもらいまして、その委員の方々が運営状況や資産なり、もろもろ必要条件に応じて検討されたことであります。

したがいまして、委員と言えども企業の経営そのものについては挙がってきた資料の段階での判断だと思っておりますので、今の段階では委員会そのものに対

しては何ら、そういう意味でのご質問ではないかと思えますけど、委員の方々には何ら現在の、何と言いますか、施設の返還に対するある程度の責めとは言いませんが、責めを求めるのがおかしいのであって、やはり委員会についても言うならばもっと今の選考に対する基準もしくは選考方法をさらなるいい方法がないのかご検討いただきながら、委員に継続して頑張ってもらいたいと、このように思っている次第でございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 はい、今市長からご答弁がありました。

最後のほうで選定委員会、選考委員会のあり方について、私も別にそれぞれのメンバー構成が常識的な、見識的な方であると認識しておりますし、この方々が駄目だとか変えれとか、そういうことではありません。

ただし、現在までの指定管理それぞれの施設のあり方等を見てきますと、あまりにも1年足らずで別の会社に移行されているとか、あるいは先ほど言ったとおり返却なりも余儀なくされている状況ということもあって、やはり選定委員会そのものの今、市長も最後に言ったとおり、選定基準のあり方、それは逆に言うと行政の方としても当然関わっていかねばいけぬ大きな部分だと思いますけど、こういう部分が何だかんだいっても最低限は選定委員会の部分で決定されているわけですから、その辺がやはり先見の明といいましょうか、そういった部分を含めていかなものなのかという観点で質問いたしました。

ですから、この分についてはメンバー構成がどうかということではありませんので、一応その部分をご理解していただきたいと思えます。

そこで今、答弁の中でほかの市の中では当然いろいろと指定管理を含めてやられている。これは市長も答弁の中でありましたけれども、ほかの市とほかの市町とは比較にならない部分があると思うんです。

ほかのまちもいろいろと指定管理も進んでいると

きに、委託管理とか含めてそれは行政として応分な負担を出されているまちもありますし、ただ本市においてはスタートラインそのものが指定管理を結んでもらうときに全然そういった状況下の中ではなくて、それをあくまでも一つの条件下の中で指定管理をそれぞれ結んでもらった。特に多くの観光施設は代表的な部分でありましたから、ほかの市町との部分とはちょっと、ほかのまちはこうやって払っている部分もあるということには、私はならないのかと思っております。

そこで、一番心配しているのがそれぞれの施設、特に大きな施設になればなるほど相当な維持管理費もかかってくるでしょうし、ましてや老朽化がそれぞれ著しくなっている施設が圧倒的に多くなっている。そのときに、いろいろな施設の中で昨年段階だけで言っても、ホテル関係も含めてですけども、あえてどこどことは言いませんけれども、いろいろと問題が生じておりますね。ボイラーですとか、水道管の破裂ですとか、その時、その時に業者の中でいろいろとかみ合っていない部分があるのかと思うんです。

これは、協定の中でどこまでの協定を交わされているかわからないけれども、その時にスムーズに事ができるような体制を本来結んでおくことが指定管理そのものの協定のあり方になってくるのではないのかと思うんですけど、この辺の考えについてはどうですか。今後特に老朽化という部分はどんどん考えられてくる問題でありますから、この辺についてはどうですか。

●角田委員長 老朽化に対する対応についての考え。

副市長。

●羽柴副市長 協定書の内容のことになるんですけども、観光施設については今、市長が述べましたけども、再建計画の基本方針の中で、言ってみれば一般財源を投入しないということで、施設の管理のあり方についても全部お願いしますというような状況の中の協定になって、ただしまったく道はないの

かという、施設の維持管理の中で協定の中に書いてあるのは、大規模な改修というものが出来れば、それは双方協議の上、話し合いをしてどういう検討ができるのかということをやりたいというような項目は多分あると思うんですけど。

ただ、その中で市がこうこう、こういった具体的な部分についてはある程度基準を示して、これについては市の負担とするということまではなかなか今の状況では踏み込んでいけない状況にあるのではないかと思います。

いずれにしても、この 1、2 年間、再建団体になってそういう本来的な指定管理者制度では普通一般的な指定管理者制度にはなっていない、夕張独特の指定管理者の中身になっていますので、この辺については今後いろんな状況の中でどういう検討ができるのか考えていきたいと思っています。

答弁にならなかったかもしれませんが、そういう状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っています。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 それぞれの施設によって異なる部分があると思いますけれども、例えば特に今年度に入ってから、それぞれ企業名は出しませんが、自主的に建物を建ててやってくれてるところですか、あるいは管理運営をされている、いわゆる支援的な要素で。

そういった企業さんもあれば、逆に指定管理という純粋な部分に基づいて先ほど言ったとおり、心配しているのが大きな施設なり、そういった多額の費用がかかるものになればなるほどトラブルが生じたときに必ず協定書の部分で。我々も協定書の部分、一言一句理解はしておりません。

しかしながら、行政としての責務として、一つひとつの施設とそれぞれ指定管理を結ばれているわけだから、大きなトラブルになったときにいかに対応するのかということは今後きちんと捉えておかないと、最終的に指定管理を任した方がいいけど unnecessary ものは返され、かかる経費については最終的にはい

ろいろと市が負担をし、そして挙句の果てにもし返された方がいいけど、当然市として管理体制はできるはずもないですから、大きな施設になればなるほど不用施設として財産が象徴的に残っていつてしまうと、こういった状況が悪循環になっていくのではないかと思いますので、この辺を今一度指定管理のあり方についてそれぞれの部分と再度確認をするのか、もっと言うところある程度協議をもっていきなり、そういった部分が必要になっていくのかと。これも、再生計画に向けては大きな計画のひとつの中に私は入っていくのかと思っておりますので、ぜひとも今後の中で期待をしておりますのでよろしくお願ひします。

指定管理という部分を今、出しましたので、負担金云々の話を出しましたから、あえて大綱的な部分で質問していきますけれども、診療所の部分なんです。

診療所と出しても問題はないと思うんですけども、これも指定管理が結ばれて、今、診療所としてやられていると。この平成 20 年度、昨年 6 月議会ですか、2,600 万円の補助金という形で出されているんですけども、当時、議会もいろんな部分で議論をさせてもらいました。

最終的には 2,600 万という数字を補助という形で出されました。水道光熱費というものが大きな部分の補助という要因で、最終的にはその判断であいう形になったんですけども、これはどうであれ公的資金が入ったわけですから、ある程度のきちんとした内訳ですとか、診療所の方からきているのかどうか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいと思っています。

●角田委員長 福祉課長。

●池下福祉課長 今のご質問ですけれども、市立診療所に対して管理業務協定書第 17 条に基づき、業務開始年度の立ち上がり資金、立ち上がりに要した改築経費として 700 万、これは診療所がリハビリ室や老健施設の改修に伴う経費 868 万 500 円に対し、市として 700 万円を補助したところであります。

また、光熱水費につきましては 19 年度の光熱水費所要額 3,887 万 2,000 円に対し、2 分の 1 というこ

とで、1,943 万 6,000 円を光熱水費として支出しているところであります。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 そこで、今日までも行政委員会等の中でもその都度その都度聞いている部分なんですけど、昨年の 6 月議会のときに、私たちもいろいろ意見を付して、当時議決をさせていただいた経過がございます。

そのときに、最終的には公的資金が入る以上は毎月毎月、収支というものを出していただくと、私もその後、委員会なりでところどころで聞いてきているんですけど、それは今日まで守られてきているのですか。

●角田委員長 福祉課長。

●池下福祉課長 月々の収支という形で、遅れる場合もあるんですけども、報告はもらっております。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 病院会計の部分ですから少しずれていくというのは承知しているんですけども、一応毎月毎月、そういった形で遅れるとは言えども収支は出していただいて、それを一応担当課というか、行政として収支を照らし合わせたときにどういうふうに捉えているのか。

経営改善に向けた部分になるんでしょうけども、数制的な部分、毎月毎月、収支をご覧になってどういう判断をしているのか、その辺ちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

これは一部経営状況の中身でありますから、お答えにくい部分があると思います。ただし、あくまでも昨年度の公的資金が入った、特に今日は決算委員会だからこの 20 年度の部分しか言えませんが、すでに今年度に入ってから一応補助という形で入っているわけですから、市としての判断としてはどう捉えているのか、その辺の観点で結構ですからお答えいただければと思います。

●角田委員長 福祉課長。

●池下福祉課長 経営の中身に対しては具体的に言えないですけども、やはり 19 年の場合は重油の高

騰がかなりあったものですから、この辺はほかの病院等もあることですので、特に施設の老朽化ということで通常よりかなりかかっているという部分がありました。

全般的に有床ベットがほかのと同様、不採算部門になっていると捉えているところであります。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 もちろん経営全般には入りきれない部分がありますから、私もどこまで聞いたらいいのかという部分があるんですけども、その中で必ずしも今、病院の機能として最善な部分をやっている部分。しかしながら、一方では市民の部分からもこういうふうにやっていただきたいという強い要望の部分も出てきているのも事実であります。

まして今、再生計画に向けては病院を改築云々も含めて改築検討委員会等の中で議論をして、この分については今日の段階では触れるつもりはございませんけれども、ただ今日までの中でこれもずっと言い続けてきているんですけども、ほかの病院とのバランスということも、これは忘れてはいけない部分ですけど、この辺の部分は行政として安全・安心を守っていく、いわゆる最大の監督責任の部分としては夕張市の医療全般としてはどういうふうにはほかの施設も含めて、医療施設も含めて捉えているのか、その辺は市長どうですか。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 今回の委員の質問ですけど、市立診療所を前々も申し上げておりますように、夕張市の中核病院だ。

これを中心として、ほかの医療との関連を密にする中で、夕張市の全体の医療を向上させていこうと。

これはもう全体的な答弁でありまして、ただいまの質問の中で、決算委員会の中で市立診療所の経営内容はどうか。そして、経営内容がほかの医療機関とのバランスにおいて正常というか、それに対してどう思っているのかというご質問であろうかと思っておりますけれども、端的に申しましてそれぞれ経営の内容、経営の主眼が違いますから、一日で申し上げ

げられませんけども、ほかの同等程度規模の診療という、今の夕張市の診療所がどうであるかということは今後もいろんな面に対比しながら、改善に向けて必要であれば行政の方も医療機関に対して積極的に提言すべきであると、私はそのように思っております。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 市長ですね、これは決算委員会ですから全文議事録に残りますからね、ひとつちょっとこれ訂正してもらいたい。

経営内容はなんなんだという質問は私しておりませんから。

これは、先ほど言ったと思うんです。担当課の方にも経営内容云々まではちょっとこれは決算委員会といえども入りきれない部分があるから、そのことまでは聞くんもはございませんけれどと私、前もって言ったと思うんですけれども、ただ公的資金が入った部分で、その部分について市としてはどうこうと言える立場にあると思います、その部分については。

經常状況まではどうのこうのとは言えるはずもないと思いますので、そこは誤解のないようにご答弁をしていただきたいと思います。

そこで、私聞きたいのは、この診療所を核として、今、市内の医療施設、そして市民の安全・安心を守る部分で医療体制の確立という部分は、これは当然のことながらわかります。

ただ、やはりほかの医療施設との今日までやられてきたほかの医療施設との配慮、バランス。これは行政として一定程度の理解も含めてある程度簡単に言うと、市長として、行政として、担当課として特にほかの医療施設の部分の協議といいましょうか、理解といいましょうか、そういった部分が進められてきているのかどうかということなんです。

こういった部分はどんなものなんでしょうか、これはむしろ担当課に聞いたほうがいいのか、ちょっとその辺があれですけども答弁をお願いしたいと思います。

●角田委員長 福祉課長。

●池下福祉課長 補助金を入れるということでは、ほかの医療機関にご説明してご了解いただいております。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 補助金云々のことだけではなくて、やはり今後の医療体制のあり方含めて、いわゆる行政として、当然診療所も含めてですけども、診療所含めて、残りの医院含めて、ある程度定期的でも、回数は別としても、夕張市全般の医療対策の何か協議とかされてきた経過があるのでしょうかという部分で、そういう観点でちょっとお聞きしたいと思っておりますけども。

●角田委員長 福祉課長。

●池下福祉課長 昨年、医療ビジョンを策定したんですけども、本来そのビジョンの中では市立診療所が中核的な施設を担って、各開業医さんと連携した医療をとるところが理想ですけども、今現在、各医療機関と集まってということまでいっていないところであります。

今現在、市立診療所の改築検討等を行っているところでありまして、今後各医療機関と連携するという形の部分で協議を進めていきたいとは思っているところであります。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 今担当課の方から説明がありました。

私自身、過去にこれまでに医師会主催の会合にはたびたび出ております。それから、その会合でいろんな話も伺っていますし、今後、今、委員がおっしゃいましたように、各医療の連携協力関係、これは深めていかなければいかんと私自身認識しておりますし、今のおっしゃるような集まりというか、会合というか、そういうところも積極的に出席、もしくは逆に行政の方から呼びかけも今後必要だと。

いずれにしても、連携協力の強化を図っていききたいと、このように私は思っております。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 はい、これは強く要望をしていき

いところであります。

特に、再生計画に向けてこの医療体制の確立、それこそ大きな部分の計画のひとつの部分になっていくのかと。これがどうなるかは別として、今それは改築検討委員会の中で協議されている部分であるでしょうから、今日の中では質問していけない部分だと思いますから。

ただし、直接的に再生計画に関わるという部分では、将来に向けて診療所のあり方、さらには場所の問題ですとか金額の問題ですとか、特にこういったものをすべて考慮した中でやっていかないと、夕張市全体の医療の部分はどうなのかという部分も考えていかなければいけないのかと思います。

一つの場所に仮に行政としては、また検討委員会としてはその場所がいいと判断をして、その場所に持っていったとしても、ひょっとしたら以前からあった医院にしてはそれが来られることによって果たしてどうなのかということも考えていかなければいけないと思いますし、そういった部分も考慮しながら、今後慎重にこの部分は、決して診療所をもちろん核としながらも、ほかの医療機関との配慮、バランスというものを欠けないような形でやっていただきたいと思います。これはひとつ要望であります。

それからもうひとつは、先ほどから指定管理のあり方を質問しましたがけれども、この診療所も実は指定管理の代表的な部分の施設でありまして、先ほど協定書の部分ですとかいわゆるお金の部分、いろいろと話をさせていただきましたけれども、特に診療所の部分がひとつ大きな代表格な部分になっているのは間違いないと思います。

昨年、ご承知のとおり 6 月議会であれだけいろいろと、その前の委員会から議会もいろんな部分で主張してきた部分。当時の協定書はどうなってんだ、ああなってんだという部分でいろいろと議論してきた部分は記憶に新しいところだと思いますけれども、そういう部分を含めて、先ほどの協定書のあり方を含めて、それぞれの指定管理のあり方を今一度見つけ

直したらどうですかという部分で質問させていただきましたので、そういった意を込めてこの辺も要望とさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

●角田委員長 はい、市長。

●藤倉市長 先ほど、私の観光関連施設の答弁の中で誤解があっては困りますので、私はこういうことを言いたかったんです。

観光関連施設については指定管理の場合、ほかの自治体においては一部、一定程度の維持経費を委託料として出している市町村もあります。

しかし、夕張市は財政破綻をした市でありまして、財政再建計画の中において一切維持経費について今、出していないのが現状です。

ここを強調したいのであって、ほかの市町村が出しているから夕張もそういうのでなくて、夕張はほかがあっても出せない、そういう現状にあるんだと強く言いたいことを、言葉の前後でありましたのでちょっと言っておきます。

●角田委員長 ほかに。

加藤委員。

●加藤委員 1 点、今の指定管理のことで。

高橋委員のやり取りもそういう趣旨だと思うんですけども、これちょっと質問にならないと思うので要望にさせていただきますが、19 年、20 年と指定管理を進めてまいりました。

先ほど副市長が言ったとおり、市長も今言いましたけれども、一般財源は持ち出ししないと。特に観光施設はそういう形の中でやっていただければということで、赤字解消が大前提で再建計画作った中で、赤字を増やすことになりませんというところからスタートしたと思うんです。

この 2 年間経過して、先ほど高橋委員も言われたとおりいろんなことがありました。指定管理の関係では。

スタート時点がそういうスタートですから、ないのがおかしいぐらいだと思うんですけど、ただ、今後再生計画ということで、夕張が再生するためにど

うするかという指定管理のあり方をやはり考えていかなきゃならないのかと、そういう面では。

これは再生するためには絶対必要だというものと、極端な言い方するとこれはやめまじょうと、そういう判断を行政側も議会も市民もしなきゃならないことになるのかと思いますので、今まではどっちかというやってくればお任せよという感じできたんだと思うので、そういう意味では行政も含めて夕張の再生のために何が必要なのかという観点で、それじゃどうしようかという部分。これ一般財源を持ち出しすれとは言ってませんが、そういうことも含めて選考もどちらかという今までも選考者に任せてるという部分もあったのかも。

受ける方と選考する方に行政も任せてる部分もあったと思うので、今後やはり再生に向かっていく上では指定管理のあり方を今一度考え直す必要があるのかと、私は高橋委員がそういう趣旨もあったと思うので、私もそういうふうに思います。

もしよければ、次の方にいってよろしいですか。

●角田委員長 はい、お願いします。

●加藤委員 水道事業会計の中で、滞納を含めては後で全体的にいろいろあると思うので、滞納の部分は後にさせていただきますが、先ほどの説明の最後のほうに当年度累積資金過不足額が 3,700 万ほど一般会計の運用金で処置したということで、今まではずっと赤字にはなっていたけれども、累積では黒字で終わってきているという数字になってきているので、単純に数字だけ見ると急にこんなという部分、これは第 3 セクターの部分もあったんでしょうからやむを得ない部分もあるんでしょうけれども、その中で来年以降は改善される見込みだと説明があったと思うので、それはちょっと後で聞きますけど、その関係で何点かちょっと確認をしたいのですが、ひとつは特別損失の第 3 セクター部分の 2,700 万でしたか。これは、第 3 セクターの関わりでいうこの年度でもう出てこないという理解をしておけばよろしいのでしょうか。

●角田委員長 建設課総括主幹。

●小林建設課総括主幹 第 3 セクターの分で来年度以降は生じてきません。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 それと、これも企業名は言うわけにいかないのしょうけれども、温泉の過去に指定管理をしていたところが解除をして、その後、確か破綻をした、倒産したと聞いていたと思うんですけど、これらの部分で今後生じてくることは、これはどういうふうになるか。

債権者ですから、入ってくればそれでいいんじゃないけれども、そういうおそれがあるのではないかなと思うんですけど、その辺聞いてよければお答えをお願いします。

●角田委員長 建設課総括主幹。

●小林建設課総括主幹 温泉の部分で一部倒産した施設がありますが、その債権については未だ債権の請求が来ておりませんので、今後債権の請求が来たときに、その請求については申し出ていきます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 あるということでも理解しておけばいいということですね。それはどうなるかは別として、なしではないということでも理解させていただきます。

それと、委託の関係でこれも今後、来年以降改善されるという中に入ってくるのかと思うんですけど、委託による効果ということで、金額的になるんじゃないけれども、この 20 年度においてどういうふうに整理されているのか、委託の効果というものを。

ただ、私は委託したから 1,000 万黒字になったというか、収支よくなったということで単純に委託を考えるべきではないと思うんですけども、例えば水道関係で言ういろいろな技術が必要だと。その技術の職員を 5 人も 6 人も配置する状況に今、夕張はないと。

ですから、そういうノウハウをもった企業に委託をして、技術的なものの心配も含めて市民に不安を持たせない、迷惑をかけないようにしたいという趣旨もあるのだと思うので、それらも含めて委託したことによる 20 年度の効果というのでしょうか、そこ

ら辺について報告いただければと。

数字で出てきているので、委託の効果があつたということでは書いているし、業務が委託費が上がったけど人件費が落ちたという部分では理解できるんですけども、どういう形で理解すればよいか、ちょっと説明ができればいただきたいと思うんです。

●角田委員長 建設課総括主幹。

●小林建設課総括主幹 民間委託した最大の効果は上下水道行政の維持でありまして、平成 18 年度末に再建団体入りを表明して、上下水道職員は若年職員数名を残しほとんどが退職しました。平成 18 年度上下水道職員は 16 名いましたが、平成 20 年度市の職員は半分以下の 7 名になるということでありました。

上下水道は市民生活に直結する大事なライフラインでありますので、特に水道事業は技術職員のほとんど退職した後、技術の継承や十分な事務引き継ぎができないまま、浄水場をはじめとした老朽施設を運転維持管理して、市民の皆さんに安全で安心できる水を供給することは不可能であり、民間への委託により上下水道施設を維持管理する必要がありました。

本来の目的は、上下水道行政の維持であります。

経済的経費の節減分では、水道事業は平成 18 年度より、先ほど人件費で言いましたけども、12 名が 4 名になったので、当初の金額よりは 6,364 万 5,000 円ほどの人件費の削減となりました。また、電気代とかのユーティリティの削減は 1,530 万円であります。

それと、平成 18 年度に浄水場の委託管理していた金額が 1,836 万円、それに平成 20 年度で民間の委託していた金額が 5,870 万円でありますので、その差額が 4,034 万となりまして、水道事業会計におきましては 3,860 万円程度の効果があつたものと思われま

す。ただ、平成 18 年度の人件費の削減が主な効果であります。今現在、平成 20 年度では水道職員がさらに減って、市の職員が 3 分の 1 以下の 5 名となつて

おりますので、今後施設更新に当たって職員の増員だとか、そういうのが今の最大の課題であります。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 経費的には今、お聞きしました。

さらにはそれだけではなくて、上下水道を市民の方に安心して維持するために民間の技術も含めて対応し、どちらかというより積極的というより消極的、人がいなくなったのでその穴埋め的に市民の安心を守るためにということで、これはやむを得ない処置だと思います。

今後、それがいろんな形で効果が表れることだと思いますし、一番心配していたのは委託することによって職員が直接関わらない、間接的には関わっているんですけど、総体では関わらないことによって大丈夫なのかと。水は生命線でしょという部分での市民の不安があつたと思うので、その辺が 20 年度含めてもう 21 年半ばまで来ていますから、順調にいつてらんだと理解をさせていただきます。

先ほどから説明あつたとおり、特に個人の使用も減っていることはもちろんですけども、営業というか業務用の関係が大きな課題だと。

これは水道事業管理者だけでなく、市全体のことでも商売がうまくいくようにという部分で、経済状況だけじゃなくて夕張が破綻している再建途上にある。企業はなかなか維持できない、参入できないということだと思うので、これは別の意味で皆で努力していかなきゃならないと思うのですが、先ほど節水という言葉が 2 度ほど出たんですね。

8 立方メートルと 10 立方メートルの逆転が節水につながっているという言い方になっていたのと、業者の部分でも業務用でも節水という言葉があつたんですけど、実際に数字的に表れるものでしょうか。

私は 8 立方メートル、10 立方メートルとは、家族数が減ってきて、そちらの方に移っていったのかと単純に考えられるのかと思うんですけど、節水という部分が何かの形で見えるものでしょうか。その辺ちょっと。

●角田委員長 建設課総括主幹。

●小林建設課総括主幹 業者については各施設ごとに前年度と比較しますと減っていますので、それは節水と考えております。

個人については、高齢者が増えたということと財政再建団体になって若い世代が転勤したりして、市を離れて行ったということもあると思いますけども、業者を前年度と比較したときに明らかに水を使う量が減っていますので、節水に心掛けてやっているところもあるのかと思ひまして、節水という言葉を使わせてもらいました。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 わかりました。

特に、何か数字で出てくるものなのかと思つたんで。

私ども、できるだけ 8 立方メートルに落とそうとか、そういう努力はしますから、それが節水ですし、そのことは何も間違いでないことで、夕張はただ水が余っていますから使って欲しい気持ちはあるんですけども、それは企業であり個人であり、そういう努力をしていることは良いことだと思うので、ちょっと節水の数字が出てくるのかと思つたものですから。わかりました。

それらを含めて、先ほどの一番最初の問いに戻りますけど、これが来年度以降改善されるんだというものを私どもも見ている数字の部分でいうと大変な状況だという、これは前からそうですけども、それが改善されるというのはどう改善されるのか、もう少し噛み砕いて説明いただければと思うのですが。

●角田委員長 建設課総括主幹。

●小林建設課総括主幹 水道事業会計で先ほど説明しました決算の概要の 1 ページ目の右側に資本的収入及び支出がありまして、支出の企業債償還金というのがありますが、その企業債償還金に今年度は 2 億 8,063 万 4,090 円、この額が平成 11 年度から繰上償還というのが終わりました、その減る分が 1 億ぐらいありますので、その分で来年度以降、今年度はまだギリギリのところだと思うんですけども、来年度以降、企業債のピークが過ぎますので、資金不

足が解消されていくのかということでもあります。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 いろんな状況があるんだと思うんですけど、今年度に限っては 3 セクの特損失が 2,700 万あったということで、来年ないというもう一つの部分は金額そんなに多くないと思うので、あったとしてもその分が解消される、解消されても増えるわけではないんでしょうけど、今言った企業債の部分が減ってくるんだと。そういう中で、赤の部分がどう解消されるか別として、単純に単年度でいくと改善される方向にあると、そういう理解をしておけばよろしいですね。

●角田委員長 はい、水道についてはそれでよろしかったですね。ほかに。

正木委員。

●正木委員 入湯税のことでちょっと聞きたいんですけども、収入のしくみはどのようになっているのかまずお尋ねします。

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 ご承知のこととは存じますが、当市では平成 19 年度より鉱泉浴場の入湯客に対し、一人当たり宿泊客については 150 円、日帰り客につきましては 50 円の入湯税を課しております、毎月その入場者数の報告を翌月の 15 日までにいただきながら、事業主の方から特別徴収という形で納税をいただいております。

●角田委員長 正木委員。

●正木委員 はい、予算額はいいんですけども、調定額でもって 1,510 万 50 円となっていますし、収入が 1,341 万 6,700 円となって、収入未済額 168 万 3,350 円となっていますけども、これは 4 月、5 月の整理期間を終わってからの 6 月の残ということによろしいですか。

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 委員ただいまご指摘のあったのは、決算書事項別明細書 43 ページに記載されております入湯税における収入未済額のことと存じますが、出納閉鎖期 5 月 31 日時点での収入未済額が

この記載の 168 万 3,350 円ということでございます。

●角田委員長 正木委員。

●正木委員 その 168 万 3,350 円というのは、6 月以降の入金状況はどのようになっているのか。

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 平成 21 年度の収入という部分になってくるお話かと存じますが、平成 21 年度につきましては未収がなく、順調に推移をしているところでございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 入湯税のこと出ましたので、関連でちょっと質問しますが、先ほど加藤委員の方からも質問あったとおり、企業名は別としまして先ほどご答弁で管財人云々の関係の整理も今している最中ということもありますから、今後の推移を見守っていくしかない部分もあると思います。

そこで、正木委員の方からも質問が出た入湯税の部分ですね。168 万何がしだという部分、これはいわゆる預り金なわけですね、簡単にいうと。ですよ。

それが早い話、簡単に言うと未収として残されているということが、ほかのものとちょっと違ってくるんじゃないかなと思うんです。

この部分を行政としてどう捉えているかということをも多分、正木委員もそこを聞きたいと思えますし、我々もその部分だと思うんです。

これはほかの未払い金とは違って、預り金としてあくまでもその施設が預り金として預かっているわけですから、本来はすぐ入ってこなければいけないものが、こういう形で残されていること自体がいかげなものでかという部分ですけども、このあたりを午後からでもいいですのお聞かせいただきたいと思えます。

●角田委員長 はい。

ただいまご案内のとおり、ちょうど時間となりまして、答弁のほうは午後からということで、引き続き午後から大綱的な質問、ただいまの答弁含めまして始めたいと思えます。

午後 1 時より再開いたします。ご苦労さまです。

午前 1 時 59 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

●角田委員長 昼食前に引き続きまして決算審査特別委員会を再開いたします。

入湯税のことにつきましてということで、昼食前は終わっているかと思えます。

それで、総務課総括主幹より答弁お願いしたいと思えます。

総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 高橋委員からの入湯税はお客さんからの預り金ではないのかと、こういったご指摘のご質問でありましたが、まさにそのとおりでございます。事業主としては毎月申告とともに、お客さんから預かった税金ですから納める義務がございます。

私どもとしては、事業者の支払いの遅れがあった当初から、責任者に対し納期限の納税の義務、この税目の性質を再三説明しながら、申告納付の履行等についてお話をさせていただき、電話催告あるいはこちらから出向く、もしくは来庁願っての納付相談、支払計画書の提出等々、再三にわたって対応を行ってきたところでありますが、残念ながらこの未収金を残したまま、当該の事業者については平成 20 年の 11 月末をもって施設の管理を返上してしまったといういきさつとなっております。

なお、その後も市といたしましては督促状の発布、催告書の発布、一部差し押さえの実施を行うなど、対応を取ってきたところでありますが、この業者につきましては平成 21 年 6 月に残念ながら破産手続きを開始した旨、裁判所から連絡をいただいております。今後いわゆる債権者集会が予定されておまして、これを踏まえた後に、市としては交付要求の手続きを取っていくこととなるかと思えます。

あわせて、ご答弁ですが、午前中の加藤委員かと思えますが、水道の問題の中でこの問題について建

設課総括主幹から答弁があったかと思うのですが、この温泉施設に関する水道料の請求が未だ来っていないというような答弁があったかと思うんですけども、こちらについてもあわせて債権者集会後に裁判所の方へこちらから債権請求の手続きを取っていくことになるかと思えます。

以上です。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 わかりました。

多分、それ以上の答弁ということにはならないと思いますので、先ほど午前中の答弁でもありましたとおり、その企業が既に法的手続きに則って管財人の部分で処理されているということでもありますから、その推移を見守っていくしかないのかという部分であります。

ただ、先ほど言ったとおり、ご答弁の中でもあったまさに預り金として、いわゆる消費税とかと同じような扱いの部分で、本来すぐにこれは入らなければいけないものが、こういう形でのということは、ほかの性質とはちょっと異なるのかと思っていますので、いずれにしてもこれはもう見守っていくしかないという判断でありますから、対応に向けて色分けしていただきたいと思えます。

引き続きよろしかったですか。

●角田委員長 この件につきまして、入湯税につきましてよろしかったですか。

なければ、ほかに。

高橋委員。

●高橋委員 午前の中でも指定管理のやりとりをさしてもらいましたけれども、直接的に指定管理の部分とは異なるんですけども、本市の今置かれている状況、特に財政再建になる手前、その後含めて慌ただしい状況になっておりました。

特に、観光施設含めてもろもろ施設の当時のあり方ですとか、物的な部分、土地も含めてもろもろ、何がどういうふうに整理されているかというのが我々の中でも今いち把握できていないものもあります。

その中で、細かいことまで挙げていたらきりないんですけども、あえて決算委員会ですからお聞きしたかったのは、特に第3セクター当時の大きな部分で結構でありますから、何か物的な部分ですとか、市に引き継ぎ、もしくは市の方に移行しているような財産的な物というのはあるのかどうか。その辺ちょっとお聞きしておきたかったですけれども。

●角田委員長 答弁調整に時間かかりますか。

はい、答弁調整のため若干時間をとります。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 今言ったとおり、細かいものはいいです。

小さいものは別としまして、そこは判断にお任せしますけども、ある程度中身的に大きな物、もしくは物品でもこれはという物が既に市の方の財産として何か挙がっているものがあれば、この際そういう部分での引き継ぎがどうなっていたのか、逆に市としても漏れがないのかどうかも含めて、きちんと確認をしておく必要はあるのかという部分で、あえて20年度ベースまでの観点で結構ですから、そういう部分でお聞きしておきますのでよろしくお願いいたします。

午後 1時06分 休憩

午後 1時08分 再開

●角田委員長 それでは、委員会を再開いたします。

地域再生推進室総括主幹。

●芝木地域再生推進室総括主幹 今の高橋委員の質問にお答えします。

第3セクターが破綻してから市の方に移行してきた財産としまして、夕張観光開発株式会社が所有しておりましたファミリースクールひまわり、それからホテルシューパロの後ろにあります別館美登利、こちらの方が市の方に財産として移行してございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 本当にそれは大きな物ですね。

建物については我々もわかっています、ひまわりですとか美登利。これに関しては市に移行して、特にどの場面かは別として、別館美登利の関係も市に移行されたことで特に冬場の除雪対策も含めてと、質問も以前していると思うんです。そのときには、市の方で対応していくということでしたから。

私は今聞いたのは、確かに代表的な物ということでお聞きしたんですけども、建物云々じゃなくて、何か物品的財産としてとにかくあの当時、あれだけのいろんな大型施設、あるいはいろんな施設があった中にいろんな物品も含めてあった。ご承知とお聞きすけど。

特に建物以外の部分で、何か市の財産として既に扱っている物が何かあるのか、ということですけども。

●角田委員長 答弁調整のため、若干休憩します。

午後 1時10分 休憩

午後 1時03分 再開

●角田委員長 それでは、答弁調整終わりましたので再開したいと思います。

総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 本当に大きな建物とかについては、今、地域再生推進室総括主幹からお答えしたとお聞きなんですが、そのほか物品類に関してどういった物が引き継がれているのか、あるいは管財人を通して処分されたものがあるかと思ひますし、詳細について今、ちょっとお答えしかねますので、この場については保留をさせていただきたいと思ひます。

調査して、後ほど、どこかの場面でお答えさせていただきますたいと思ひます。

●角田委員長 決算特別委員会でありますので、私の方でその辺の詳細についてはお受け取りして、以後皆さんに周知をするということで、はい、ではほかに。

高橋委員。

●高橋委員 これはいずれにしても、先ほど言ったとおり当時の特に観光施設含めてもろもろ、ましてや財政再建団体以降、職員が大量にお辞めになられた部分もある。引き継ぎもうまくされていない部分も当然あるし、今の方々にすべてそれどうなっているのかと聞くのも酷な部分もあるのかもしれない。

ただ、目に見える財産的なリストという部分については今一度、市の方も今後のためにも整理されておかなければ、後々何か出てきたときにこれがどこに市の財産としてというような話になっていくのかという部分を懸念されますので、今日の場面ではなかなか物品的な部分は押さえ切れてないということでもありますからこれ以上聞いてもあれなので、総括主幹の中でどこかの場面で、どの場面になるかは別としてある程度整理をされた中で、今一度やられた方がいいのかという部分もありますので、今後の対応の中で議論させていただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

●角田委員長 ほかに。

高間委員。

●高間委員 住宅の滞納のことでちょっとお聞きしたいんですけども、6月で報告された時点で587世帯で約4億という金額が出ております。

こういう状況の中で、ここまで大きな額になったわけというか、理由というのはどういうところにあるのかということと、また市として保証人制度というものも用いられていると思うんですけども、どのような活用をされてきたのかということでもっとお聞きしたいと思います。

●角田委員長 建設課長。

●細川建設課長 高間委員の質問にお答えします。なぜここまで滞納額が累積しているかということでもありますけども、多分、従前厳しい対応を取ってこなかったということだろうと思ひます。

かといって、今回の19年から20年度の滞納額ですけども、約2,893万9,000円増えています。昨年

度からみると収納率で 0.34 パーセント落ちております。

実態としては昨年初めて、今までやっていませんでしたけども、住宅の明け渡し訴訟という形で法的措置までやってきましたけど、残念ながら効果として現状のところ見えていないのかというところでもありますけども、今後こういう取り組みを継続していく中で、改善を一步一步図っていきたいと考えております。

保証人についてですけども、多分 6 月の議会で正木議員の保証人の関係の質問にお答えしていると思います。

今まで、連帯保証人については債務を弁済するような形では対応してないわけですが、そういう対応もしたらどうなのかと、そういう質問でございました。

これについては 6 月の答弁でも申し上げていますが、従来連帯保証人については債務を求めないという形で過去に答弁もあったようですが、この辺についてもほか市の状況を勘案しながら前向きに検討していきたいと考えております。

●角田委員長 高間委員。

●高間委員 ここまで大きくなった理由として収納に対して甘かったということですね。

夕張市営住宅条例という中にも、市長は入居者が次の各号のいずれかに該当する時は当該入居者に対して当該市公営住宅の明け渡しを請求することができるということで、その(2)の中にこの使用料を 3 カ月以上滞納したときと明文されているわけですね。

ここまで大きな問題になってきた要因は、今課長の方からお話しがあったわけでありましてけれども、3 カ月をめどにここがひとつの大きなヤマになっていくのかと思いますので、決められていることしっかり行政として守っていただきたいと思っております。

また、非常に大きな金額であるし、市民の方も大変大きな何ていうのでしょうか、あれを持ってらっしゃいますので、ぜひとも行政の責任としてこれは回収していただきたいと思っております。

広報なんかも見ますと、何の連絡もなく滞納を続けている方が多いとか、収入申告も行われていないために最高額家賃で算定されているとか、支払う意欲がまったく感じられない入居者が多いという相手方の理由が述べられているんだけど、やはり行政としての責任も多分ありますので、やるべきことをしてこなかったという責任も多くありますので、ここまたしっかりと頑張っていただきたいと思っております。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 今の高間委員のご質問とご意見に、私もちょっと述べさせていただきますけど、これだけ滞納が溜まったのは市の責任、行政の責任として何とかしろというふうに伺えるんですけど、行政、市の責任なのだろうか。

市民の良識、市民の支払い義務、モラルの欠如なのか非常にこのところが。

それから、市が厳しくやるというのは今決まったとおり、3 カ月間払わないと、もしくは場合によっては裁判に持ち込むとか明け渡しを要求するとか、そういう言葉が適切かどうか、市の責任の中で強制執行。3 カ月経ちましたから民間の大家じゃありませんけど立ち退いてくださいと、こういうことで一括にできるものなのか。決してそうじゃないでしょ。

ですから、その中で市としても督促、支払いに関する回収に努力は重ねますけども、このところは市民の皆様の良識、支払い義務、モラルの欠如、こういうところについても行政としてはよく指導していきたいと、このように思っております。

●角田委員長 高間委員。

●高間委員 言われることは本当もつともだと思っておりますけれども、市民を育てていくのも行政の役割りかと思っております。

すべてが市民のモラルで良い方向でいけば最高なことですけども、そこは行政の方からもしっかりと促していくということもひとつの大きな役割ではないかなと思っておりますので、結果的に双方でありますけれども滞納して困るのは行政でありますので、そ

こら辺しっかり考えていっていただきたいと思いません。

●角田委員長 一つ確認しておきたいと思えます。

建設課長の答弁の中に、連帯保証人に対する扱いについて、連帯保証人についてはその責を問わないというように聞こえたんですけど、今後も連帯保証人の扱いについてはそういうことでよろしいでしょうか。

建設課長。

●細川建設課長 責を問わないと、そういう過去に議会答弁があったということでお話しました。

ただ、今後についてはこれだけ滞納額が累積しているという中で、連帯保証人というのは債権者と同格だということからすれば、非常に重たい責務があるということでもあります。

そういう意味で、ほか市町村の実態も含めながら、どういう対応がいいのか検討していきたい。そういうことでございます。

●角田委員長 これから検討ということになるのでしょうか、その部分についていいですか。

これまでの議会答弁も含めて、いわゆる連帯保証人について責任は問わない形できました。

これについても、4 億何がしの費用も滞納があるということの一部原因になっていることも現実的であろうかと思えますし、本人が利用するということでの責任、そしてそこに連帯者に対する迷惑を含めて安易に払わない、払えないからということにはならないんだという基本的なルール化は示す必要があるのではないかと。今後についてはそこら辺をしっかりと示した中で、利用者側、そして保証になる方、本人にとっては身近で大事な人であります。

それらの人たちに迷惑をかけないということも、収納率を高めるためには必要な声かと思われまので、本来は前向きに検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

市長。

●角田委員長 ただいまの質問でとにかく今大きな問題は、住宅料の未納による多額な額、行政が困

るというよりも市民自身が行政運営の中で困るんです。

ですから、今の質問の中で収納を強化する意味で連帯保証人に対する支払い要求、これもやっぱり私は、連帯保証人になるということは民間でも誰でもそうですけども、あなたが払わなければ私が代わって払いますというのが連帯保証人ですから、当然、連帯保証人に対する請求の権利はありますので、今後前向きに収納回収を強化するために検討というよりも、実施に向けて考えていきたいと思ってます。

●角田委員長 ほかに、収納対策について何か。加藤委員。

●加藤委員 住宅の関係が出ましたので、本来市民である以上納税の義務というのはあるわけで、あたり前の話ですけど、それだけ待っていても滞納が解決するわけでないと思うので具体的にお聞きしますけれども、ほかの税も後でお聞きしようと思ってるんですけど準備しておいてください。

住宅ですけれども、監査報告の一番裏のページに主な収入金の滞納状況ということで、現年度については昨年の収入未済額よりも少なくなっているということですけども、過年度が一概に比べられないと思うんですけども、15 年度と比べると相当数増えている。

この過年度分がどうしてこういう状況なのかという部分が何か大きなものがあるとしたら、それを 1 点まず先にお聞きしたいと思います。

●角田委員長 建設課長。

●細川建設課長 先ほども触れたかと思うんですけど、今年の場合でいけば約 6 億の調定額に対して、約 92.6 パーセントくらいの収納率と、7 パーセントから 8 パーセントの部分が毎年滞納額として累積されるような形となっております。

金額にして、単純にちょっと仮に計算しますと、6 億に対して 8 パーセントだとすると 4,800 万が未収額となります。それに対して滞納繰越しの徴収が 1,000 万程度あって、さらに不納欠損が約 1,000 万と、2,000 万減るので 2,800 万が滞納で累積してい

ると、そういう形が恒常的な形で続くようになって
いるのが現状だと思います。

実態としては現年度の収納率を上げていくという
ことが大変大事だろうと、私たちは日々考えながら
現年度の収納率を高めるような努力を現状している
ところでございます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 先ほど課長の方からもあったとおり、
過去の住宅料だけにこだわらないんだと思うんです
けども、例えば住宅料にしてもその滞納を整理する
職員がいなかったと思うんです。

税を取る係はありましたけど、それぞれの住宅な
んかという使用料を、滞納を処理する人材がいな
かったというか、数がいなかったということだと思
うんです。

それは、過去の状況においてはそれでも収入があ
るから問題視してこなかったのも、議会のことだっ
たと思うんですけども、そういう意味で言うと絶対
数はいないわけですから、どういう整理をしていく
かっていうのは現実の対応をしなきゃなんないと思
うのですが、ただ過年度分はどうでもいいよという
ことには当然ならないですし、市長も先ほど言われ
たとおり、払うべきものをきちっと理解をしていた
だいてということになると思うんですけど。

それで、9月の広報になるので20年度の決算とど
うなるのかというのがあるんですけども、こういう
書き方をしているんですね。

支払いが苦しくなったと相談をされる方には、そ
の状況に応じて減免を行っていますが、何の連絡も
なく滞納を続ける方も多いのが現状です。

それと、一番下段の方の右端にいろんな滞納をし
ている中でいろんなことがあるんですけど、その
一番最後に連絡先不通、電話番号の変更、電話なし
の方が107名となっていますということ。

これ、市外の人のことをいっているのかどうかち
よっとわからないんですが、これを市民が見ちゃう
と連絡先不通でそれでいいのという話になるんだと
思うんです、単純に考えると。

その辺の部分で多いのが現状であるということと
連絡先不通、減免申請をしていないと、一番最後に
収入申告は必ずしてくださいよということも含めて
所得によって住宅料が変わりますからという説明を
されているので、それはそのとおりだと思うんです
けども、この連絡先不通だとか相手と折衝できてい
ないという部分があるやに聞こえちゃうものですか
ら、そこら辺の状況を教えていただきたいと思いま
す。

●角田委員長 建設課主幹。

●佐藤建設課主幹 加藤委員の質問にお答えしま
す。

今回、広報に記載した目的からお話させていた
きます。

20年度決算委員会ですけども、今、21年の中で滞
納の問題がどういうメカニズムかということは今、
担当スタッフで検討しています。

その中で、ここまで滞納が膨らんできた一つの原
因に、今、加藤委員が言われた連絡が取れないとい
う方が実際におります。というのは、入居時に連絡
先、緊急連絡先、必ず申込み時に記載をしてもらっ
て、私たちの台帳に記載する。その後、携帯電話だ
とかそういうものが普及して、どんどん変わってい
るけども、連絡が取れない方が実際におります。市
外に出て移転を繰り返して取れない方もいますし、
現状連絡は取れないけれども市内に住居を借り上げ
ているという方もいます。

今、その方に個別に自宅の訪問とか積極的に行っ
ているんですけども、居留守だとかなかなか面会で
きない部分もあって、その部分を107という形で載
せております。

●角田委員長 よろしいですか。

加藤委員。

●加藤委員 住宅に住んでいるから、そこにいる
はずですね。まず電話あるないかは別として。

ただ、夕張の状況ですから、市外に職を求めて住
基は置いているけどもほとんど在籍していないとい
うか、荷物を置いたまま1カ月も半年もいないとい

方もいるかと思うので、そういう部分で市内の方であつても実態を把握できない。だから、その方に減免させようが所得申告させようが、なかなか出てこないというのが現実なのかと思うので、それにしても個々に対応できる、今現在もいわゆる滞納処理なり納税督促をする作業が間に合っていないと私は思っていますので、あまりそこをどうしたんだ、どうしたんだと言うと大変なことなんで、別な意味での対応をぜひお願いをしたいと思うのですが。

それで、市外の関係ですが、住宅は該当しないのか、市税も含めてお聞きしたいんですけども、確か道と、特に道市民税の場合は道民税も入ってくるから道の職員と連携を取って徴収をするとお聞きしているんです。方法としては道市民税ですから、当然のごとく道が入ることがあるので、例えば札幌に転出した方がこっちからわざわざ取りに行かなくても、道の職員がそういう対応ができるのかと思うのですが、そういうことをしていると聞いていましたので、その辺の状況も含めてお聞きしたいのと、例えば近隣の市町村と連携を取り合って、確か渡島かどっかで、七飯町付近でやっていたと思うんですけど、市町段階でおかしいんですけど、自分の所の使用料、税金を取りに行くのは取りづらいからほかの町の人を取ってもらおうという、そういう連携をとるとというのが聞いたことあるんです。

そこら辺の空知段階なり、南空知段階なりでお互いに集め合いしようと、そんなような動きがあるのかなのか、そこら辺もお聞きしたい。

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 市外の道職員も含めた取り組みを加藤委員もご承知のようですので、そこからまずご説明したいと思います。

平成 19 年度から 20 年度にかけて道職員、空知支庁の税の専門職員ですけども、1 年 7 カ月ほど短期併任制度という制度を利用いたしまして人的な支援をいただき、職員のスキルアップを図りました。

具体的には週に 1 回程度、月に 4、5 回、実際に夕張市役所の方にこの専門の方に勤務をいただきまし

て取り組みを進めてきました。

ご指摘のとおり、市税とともに道税も徴収されるので、この空知支庁の職員を通じて直接徴収をしてもらった、道の職員の方に直接徴収をしてもらったという、実際にやっておりましたし、成果も挙がっております。

ただ、20 年度に移りましてはこれらのノウハウをいただいた上で、夕張市としては主に自主的に財産調査なり預金調査なり、特に市外の方に向けてはそういったことのノウハウをいただきまして、自主的な取り組みを進めて実績も挙げているという実態でございます。

それと、広域的な納税の機構のお話がございましたが、確か北海道で一番最初に渡島管内の方で滞納整理機構という形で複数の市町村が集まって組織をして、一定程度の区域の中での自分の自治体以外の徴収を図っていくというような整理をする道としての組織なり機構を設立しながらやっているという箇所も道内がございます。

空知管内でも数年前にそういった構想というか、取り組みが一時話し合われたことがあるんですけども、残念ながら空知管内では広域的な取り組みに関しては実施に至っていないというのが現状でございます。

以上です。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 道の力をお借りしながら道市民税を徴収するというのも含めて、それから今、近隣でもしやるとしても夕張の滞納されている方がどこに行ってもどういう状況かというのをこちらから提供しない限り集めようがないわけで、そういう面では後追いをきちんとしていかなければならない。その作業も膨大なことになるのかなど。

できたとしても、そういう作業は自分のところで、そっちへ行ったからお宅にお任せしますということにはならないと思うので、そういうことは原則としなければなりませんと思いますので、今後どう展開するか別としてもやはりほかのまちから滞納して夕張

に来るといふ人は少ないかと思うんですけども、お互い自治体が同じ悩みで苦労していると思うので、そんなことも市長会なりそういうところが、どこの首長さんも悩んでいることだと思いますので、そういうことも投げかけして要望をさせていただきたいと思ひます。

何点か、先ほど税目毎にお聞きしようと思ひているんですけども、収納率の中で極端に、極端ではないんですけど、動きがあるということで監査委員のコメントがあるので、こういうことで理解をすればいいのかと思うのですが、例えば市税の現年度分、収納率 19 年度から 20 年度で現年度分上がっています。金額は別として収納率は上がっている。

ただし、過年度分の収納率も市税の部分について上がっている。全体的にみると、逆に言うと下がってきているんですけども、ここら辺の絡みで市税の部分について今一度この辺の状況、何が効果を表したのかお知らせ願ひたいと思ひます。

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 委員ご指摘のとおり、収納率に関して申し上げますと、今ご指摘のありました市税を除く科目につきましては概ね最近、景気動向の低迷等の反映と推察いたしますが、収納率は若干減少傾向にございます。19 年度から 20 年度に関しては一つひとつ申し上げますが下がっているところでございます。

ただ、それに逆行するかのようには市税全体に関しては収納率が上がっている。

この理由につきましては、平成 20 年度におきまして倒産しました第 3 セクター 2 社に対する交付要求をしておりましたが、この交付要求をしておりました金額、2 社合わせまして市税、固定資産税が非常に大きいんですけども 2,704 万 1,000 円の交付要求に対して、2,471 万円、配当率にいたしまして 91.4 パーセントの配当額がございました。

2,471 万円という額は非常に大きくて、平成 20 年度における市税の調定額全体の 2.3 パーセントに相当する大きな額でございまして、これが減少する逆

行の中にあつて増えた要素ということでご理解いただければと思ひます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 第 3 セクターの部分という過年度分になるのですか。それとも、現年度にも関わって改善されたということになるのでしょうか。

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 お答え申し上げます。

ただいま申し上げました 2,471 万円というのは、現年、過年あわせての額でございます。

これを振り分けますと、現年度で収入されているものは固定資産税が主ですが 130 万 4,500 円、過年度分につきましてはこれはいろいろな科目、市民税、法人税、固定等々ございますが 2,340 万 5,982 円、この中でも圧倒的に固定資産税の過年度分の額が多い内容となっております。それで固定資産税の過年度分が異常に収納率が高い状況に反映されております。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 わかりました。

これが良かったということでしょうけれども、全体的な収納率からすると基本的には変わっていないという前の部分が、そういう形の中で収納できたということですけども、それで全体的に前々いろんな論議をしているんですけども、特に金額の大きな部分、国民健康保険料、住宅使用料。これはもしかすると同じ方が住宅に入って、国保を払っていると。それが何かの状況によって、仕事の状況も含めて少し遅れちゃうと、両方の金額になると相当の金額になると思ひます。

先ほど建設課長も言ったとおり、1 カ月、2 カ月遅れると段々払えなくなって、今払う分だけでも精一杯だとなると、過年度になって過年度を取るか今を取るかという部分になり、どちらを取るかの論議になってしまうのでなかなか大変なことですけども、実態として一人で住宅も国保も市税も何かにもという、その辺の状況は把握しているかどうか。

当然のごとく、正式名称は忘れましかつたけど収納対

策委員会というのか、全部の税なり使用料を含めて論議しましょうやということではうつつときていて、ちょうど 18 年、19 年の状況はそういう状況でなかったのではなかなか機能していなかったというのは、19 年度の決算でもやりとりしたような記憶はあるんですけども、20 年度に関してそのことも含めて全体的な収納の対応の連携がどういうふうにとれているのか、報告をお願いします。

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 お配りしました横表の滞納状況一覧表の数の内訳として、一番最後の計数ですが、3,212 名ということで記載をさせていただいております。ただ、冒頭申し上げましたように、この数につきましては各税目の延べ人数になっております。

それで、この滞納状況の表を作るに当たって名寄せ的なもののリストアップをした中で、ランクをそれぞれ当該の水道なり住宅なりも含めまして担当者と話し合いながらこれを作成したわけですが、約ですけども、実際の頭数っていいですか、言葉は良くないですけども、実際の個人の数でいきますと、これが恐らく 1,490 人くらいだと押さえてございます。

ですから、単純にいきますと一人 2 点、何税目かということになりますが、これが実際にこの方がどれとどれとどれ、中にはご指摘のとおり 3 税目なり料なりとか複数滞納されている方もいらっしゃると思いますし、1 つの税だけ滞納されている方も数多くいらっしゃると思います。

その具体的な数字を完璧にはデータとして押さえ切れ切れていない部分ですので、数字としてはこういう程度でご了解いただきたいと思いますし、普段の業務からも続いていまして、我々収納を担当する係としては日常的に市内を訪問したり徴収したりしている嘱託職員が 2 名配置をされておまして、収納対策に関しては非常に戦力となって日常的な業務をこなしていただいておりますが、特に滞納の額、件数ともに多い住宅、それから上下水道の係とは額の多

い対象者というのは一定程度従来からの取り組みの中であぶり出されておりますので、日常的な中でも情報交換をしながら連携した取り組みを継続的に行っていると、こういう状況でございます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 連携を取られているのは当然のことだと思うので、その正式名称をちょっとあれですけど、市の対策委員会っていいましたか、これは 20 年度何回か開かれているのか、定期的なのか、それとも何かあった時にみんな集まれやという形で不定期というのか、その辺の状況どうなんでしょうか。

●角田委員長 副市長。

●羽柴副市長 委員会の委員長になっておりますので、19 年再建団体に移行してからやはり歳入の増というのは歳出の削減と両輪ですので、そういう取り組みをしましょうということで、このお配りしている滞納の一覧表についてもなかなか連携をしなければこういう数値もなかなか出てこない。

ですから、いろんな法制上の各担当で所管する数値についてはできるだけ情報交換もしながら、1 人で重複しているという滞納者の方々も多いですし、今そういう取り組みをしているということもあるんですけども、そういうもろもろの取り組みをすることで、対策委員会は本来であれば定期的にやって 19 年度あるいは 18 年度くらいのときにはその当時、これは大きく、先ほどもちょっとあったんですけども、行政体制の部分もかなり大きく関わる部分なんです。

高間委員からもいろいろとご指摘、行政としての責任を果たすべきだというようなご意見もありましたけれども、そういった大きく情勢が変わっているというところもあったので、19 年、20 年、そして今ご指摘の 20 年についてはこれ 1 回ぐらいあったかなと、私も記憶は定かでないですけども、不定期になってしまっています。

これは今、いろいろな取り組みの中で歳出、懸案、いろんなものがたくさんありまして、なかなか収納に適正な人員配置がされているかということも全体

論としてあるのかもしれませんが、それぞれの職場、非常に厳しい人員体制でやっておりますので、そういったところに若干影響が出てきている。

ですから、平成 20 年については収納対策委員会、正式なそういう委員会としては本当に 1 回くらいあったかというくらいで、本来であればもっと開催して状況をこまめに把握しながらどういう対応が取れるのかということ、本来やっていかなければならない。

我々としても、庁内的には反省すべきところもありますし、そういうふうを感じているところもたくさんあるんですけども、そういったことで収納対策委員会は現状については不定期になってしまっているという現状でございます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 20 年度の実態はわかりました。

これ、提案になるのかそれが正しいのかどうかは別として、今、夕張再生に向けて職員の皆さん頑張っていると。その中で、滞納を優先すべきか今やることを優先すべきかとなってきたときに、今やることを先にしなければならないというふうに追われてしまうと思うんです、現実の話。

住宅の係の中に 1 人滞納だけをやる人だとか、国民健康保険の係の中に国民健康保険を取る人だけ 1 人を与えるという状況にはないと思うので、そういう面で言うとそうはいつでもプロジェクト的に皆集まってということでもいいのかどうかという部分では管財、税務の方が窓口になってくるんでしょうけども、やはり法的な処置を含めて給与の差し継ぎだとかいろんなことを含めて専門的な知識がどうしても必要になると思うので、ひとつの方法としてはこれらの部分を統括した係をどこかに設けて、そこにしっかり何人という数字を当てはめてしまいかしていかなければならないでしょうし、例えば住宅の問題ですると高い家賃を払えるのか、この人はという部分で、今もやっているでしょうけど、低家賃の方に移ったらどうでしょうかといろんな政策的な部分を含めて論議していかないと、背負ってる荷物は大きく

て入ってくるものは限られているんでしょから、その荷物を軽くする減免だとか、収入を見るとかも含めて荷物を軽くすることと、入るところをいかに大きくするかという部分が、先ほど水道料でも言いましたけど、やっぱり地域が活性化しないと業務用の水道料が入ってこないのが現実の問題で、1 担当だけの処理ではないと思うんですけど、滞納処理というのか、これからの滞納整理をするための政策的なことも含めて、収納対策委員会がこのままそれでいいのかどうか、職員の配置を含めてそろそろ検討していかなきゃならないんでないだろうかと思いますので、もしその辺であればお聞きしますし、今後の検討課題だということであればそういうことで要望しておきます。

●角田委員長 副市長。

●羽柴副市長 ご指摘のとおり、このまま収納対策委員会でいいのか庁内横断的なプロジェクトチームでいいのか、あるいは科目、15 項目にのぼる収入科目がありますけれども、そういうところにそれぞれのセクションがありまして、担当課としては収入、収納に取り組む職員も 1 人工はないかもしれませんが、必ずそういう役割をしている職員がいるというのであれば、それを一元化したらどうだろうかというご指摘だろうと思うんですけども、これも過去に何回か検討した結果、一元化することによるデメリットがある。

それは、職員の資質の問題もあるんです。いろんな法的だとか、いろんなものを 1 人でやるというのは限界がありますから、例えば国保は国保の担当者をそれぞれ配置すればいいのかもしれませんが、なかなかほかの市町村を調査した結果、過去にちょっとあったんですけども、それは大きな組織であればわりと一元化した収納課だとかをやっているところがあって、当時 3 年くらい前だったですけどもそれをやる専門的な知識を持った者を集めるというのはなかなか体制的にできないということで、一元化も今の夕張にとっては無理かと。

それで、広域連携はどうだろうということがあつ

て空知でもやったんですけども、これは負担金の問題が出てくると。負担金は、実際負担金を出すとその見合い分の効果がある滞納分を取れるのかどうかということで非常に悩ましい問題で、負担金との兼ね合いでいけばやはりなかなか成立しなかったんじゃないかと、そういうような経過もありまして今後の検討課題ということでありますけれども、今、18 年、19 年再建団体を境にして組織も大きく半分になっています。

さらに効率的な人員配置を求められますので、そういったことも積極的に検討していかなければならないと考えておりますので、今後の課題とさせていただきますと思います。

●角田委員長 よろしいですか。ほかに。

伝里委員。

●伝里委員 先日の一般質問でも質問させていただきましたが、し尿処理の関係でちょっとお聞きいたします。

現在、下水道処理、この間も質問いたしました、下水道処理場が出る汚泥処理は 530 万かかっているということがここに出されています。

そこで、し尿処理場が出る汚泥はどのような、こちらでは汚泥処理手数料というのは記載されていませんが、現在どのように処理されているのか、その辺をちょっとまずお聞かせください。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 今ご質問されましたし尿処理ですが、し尿処理につきましては一般廃棄物になります。

条例で謳っております廃棄物処理及び清掃に関する条例の中の 10 リットル 44 円、その中で処理しまして、これはし尿処理を処理する経費ということで一般廃棄物処理業者が処理する料金ということで運搬料という手数料になっております。したがって、し尿処理の処理料ではありません。

それと、処理場から排出されるし尿処理を処理した汚泥につきましては、当然一般廃棄物となりますので富野の方に運搬し、処理しているところであり

ます。

●角田委員長 伝里委員。

●伝里委員 一般に言われている汲み取り料の中には処理料というのは含まれていないということによろしいですか。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 これは、処理業者の市の処理料金ということでの運搬料ですので、し尿処理の処理料金は入っておりません。

●角田委員長 伝里委員。

●伝里委員 一般会計からすべて処理されているということだと思います。

先日の一般質問の中でもし尿処理場が新しく建設するという予定が出されましたが、その中で汚泥処理施設も建設予定だというお答えをいただきました。

これで、し尿処理場が出た汚泥はその汚泥処理施設で処理するわけですが、これからのことになるとは思います、現在は一般会計から出され、受益者負担してないということですね。

受益者が汚泥処理代を出していないということになります、その処理場ができたときにはどのように考えていますか。

このまま受益者負担しないのか、それともし尿処理場が出た分は汲み取り分に加算するつもりなのか。

これは、下水道で出された分、下水道代として受益者負担してますね、現在。

その辺の不公平感が出てこないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 先日の質問の中で、し尿処理場を新しく建設の方向で進めているということで、現在の料金が 10 リットル 44 円がいいのかどうか、今後新しく作る施設にし尿処理を入れて処理する。また、汚泥を入れて処理する。

今の料金体系でいいのか。これは今後議論して、料金体系というのを検討していかなければならないかと思えます。それまでには料金体系をきちっとした形で整理していきたいと考えております。

●角田委員長 よろしいですか、はい。ほかに。
はい、伝里委員。

●伝里委員 教育委員会にちょっとお聞きしたい
んですけども、現在、学校の敷地に生えている雑
木、草の処理はどのようになさっていますか。

●角田委員長 教育課長。

●秋葉教育課長 学校敷地の雑草であるとか、立
ち木の伸びすぎた部分の処理の話だと思います。

一般的に雑草につきましても、校舎の周りである
とかグラウンド、これにつきましても学校に配置を
しています用務員の方が一定の処理をするというこ
とで。

あとは立ち木ですね。これが非常に大きくなり過
ぎた場合についてはなかなか用務員さんで対応でき
ないという場合もございますので、これにつきまし
ては例えば北電さんの支援であるとかという形で、
高所作業車ですね、こういうものを利用して処理を
している実態はございます。

以上でございます。

●角田委員長 伝里委員。

●伝里委員 現在、隣接する民有地から苦情等出
てないでしょうか。

ちょっと私の耳に入ったところによると、学校の
敷地から根が張り出して農地に入り込んで困って
いるという苦情が出ているのですが、そういう処理代
はこの決算とかに出ているようではありません、そ
の辺はこれからも盛り込まれていかないのでしょうか。

●角田委員長 教育課長。

●秋葉教育課長 個々の事例で今、伝里委員の方
からあった、例えば立ち木の枝と根ですか、それが
民有地にという話ですが、ちょっと私は承知してお
らないのですが、仮にそういう状況が生じた場合に
ついては、当然市で処理をすべきものと指導して
いるところです。

以上です。

●角田委員長 伝里委員。

●伝里委員 わかりました。

参考までにどういうところに予算というか、今回
決算で盛られるとしたら、どういう項目になるので
しょうか。

●角田委員長 教育課長。

●秋葉教育課長 お答えします。

それぞれ小学校費、中学校費、これがそれぞれの
小学校、中学校の維持管理運営に関する予算となっ
ておりますので、例えば小学校費でありましたら小
学校管理費の委託料であるとか、需用費、修繕料と
か、この辺のところに予算が入ってくるのではない
かと考えております。

●角田委員長 はい、ほかに。

正木委員。

●正木委員 ごみ袋のことでちょっとお聞きした
いんですけども、収入的には4,135万7,160円とい
う数字が出ていますし、ごみ手数料として572万
3,000円というのが支出されているようですが、こ
れ役所で作りますね。

作って各委託店に配付していると思うんですけど
も、その中で委託店の在庫なり市の在庫を押さえ
ているのでしょうか。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 在庫についてはすべて押さえ
ております。

また、販売店の方の販売数も押さえられている状
況にあります。

●角田委員長 正木委員。

●正木委員 印刷される時は単価的に安いんで
すけども、製品になると金券と同じという委員会
でもそういう発言がありましたけども、金額的にもし
よろしければ、押さえられているのであれば報告願
いたいんですけども。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 数字については今、手持ちに持
っておりませんので、後ほど報告させていただき
たいと思います。

●角田委員長 正木委員。

●正木委員 いくら委託製造して、市でいくらで

販売して、各委託店に何ぼあるか。

そして、販売金額が結果的にいくらという逆算し
かないと思うんですけども、そういう数字で結構で
すからよろしくをお願いします。

●角田委員長 ほかに。

高橋委員。

●高橋委員 補助金関係の部分でお尋ねしてい
きたいと思います。

これは全般的に関わる部分、あと個別の部分もあ
るんですけど、あえて大綱的な部分で全体にも関わ
りますのでこの場でお聞きしていきますけれども、
今、ご承知のとおり財政再建移行後、市民活動費で
すとか各団体における補助金、そういった部分含め
てすべてゼロベースというのが基本とされてお
ります。

その中で、当然やむを得ない部分もあるんでし
ょうけれども、何でもかんでも、例えば地域なり団
体にボランティアでやっていただくとか、そこには限
度というものもございますし、逆に言うと行政とし
てやらなければいけない団体なりそういったもの
も出てくると思うんです。

例えば、たまたま私もちょっとそこの役職の中
で委員のメンバーに入っているんですけども、市民
活動費の中で交通安全の推進委員会なんかは市長
が会長です。

こういった市として、行政としてこれは本来進
めなければいけない、責任を持たなければい
けない業務事項、そういった部分も含めて今、すべ
て補助金ゼロということになっているんです。

これは、いろんな予算編成に関わるまでの経過
の概要ですとかもろもろの書類に書いているんです
けども、市民生活の安全・安心を確保することを最
優先にしていってまいりましたということになって
いるんですけども、こういうものこそ本来、市民
生活を最優先する、直結する安全・安心の部分
を行政としてやらなければいけない最低限度の
業務内容の部分じゃないのかと思うんです。

このこと自体が今すべて、補助金も含めてゼロと

いうことになって、まして今、再生計画、懸案事
項に挙げてる中でもランク付けの中でも非常に下
でランクされているわけで、Aランクには挙げら
れてないわけです。

そういうもろもろを含めて考えたとき、あえて
20年度決算としての部分でお聞きしますが、実
質20年度の中でも決算書見ていってもほとん
どの部分がゼロベースとなっておりますから、何
でもかんでもということじゃなくて、こういった
ものこそ国や道に対して必要最低限度の安全・
安心を確保する観点から、これ補助金の対応
として求めていくという計らいをしていくべき
だと思うんですけど、この辺は全体論として市
長いかがですか。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 高橋委員の方から破産に伴って
補助金をすべて大幅全部カットしている現状等
についてですけども、今、委員がおっしゃる
ように2年半経ってきて補助金のすべてがカ
ットでいいのかわかりません。

やはり2年間経ってみて、私が申し上げて
いる市民の安心・安全に直結するものがた
くさんあるわけですから、この補助金につ
いても特に今、交通安全推進というのはこ
れはもう国挙げての推進事項でございます
から、この辺も検討の余地ありと私は思
います。

検討していきたいと私は思います。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 これは本当に、今、市長の方
からご答弁いただいたとおり、国挙げて、
道も含めてですけども、今事例を出した
のは交通安全云々なんかは国挙げてこ
ういった推進に取り組みなさいと、月
間によっては月間取締り云々とかとい
うこともやられて、市長が推進委員
会の会長としてやられている。やっ
ていかなければいけないものであるし、
まさしく市民の安全・安心に直結する
部分です。

こういった部分こそは、財政再建云々とは
関係なく、この辺は市として主張すべき
部分、あるいは今の補助金すべてカ
ット、すべてではないんですけども、
やはりカットされた中にも見直しする
部分が大きい

きくあるのではないかと考えますので、この辺も今一度、それぞれの担当課で精査していただきたいということで見直しをかけていただいて、これこそ再生計画に反映していく予算組みが必要だと思いますので、この辺もしあればまたお聞かせいただきたいし、要望で終わるのであればそれでいいんですけども、お願いをいたします。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 要望として受けさせてもらいたいと思います。

●角田委員長 ほかに。
島田委員。

●島田委員 昨年度 4 台購入しました除雪機の利用状況をお願いします。

●角田委員長 再生推進室総括主幹。

●芝木再生推進室総括主幹 島田委員の質問にお答えします。

昨年度、補助金の 100 パーセント使いまして除雪機 4 台を購入したところでございます。ただ、残念ながら昨年度は少雪暖冬ということ、私どもの宣伝も足りなかったのか、残念ながら利用状況はゼロでございました。

今年に関しては早くから広報等に載せまして、皆様の利用促進をしていきたいと考えております。

以上です。

●角田委員長 島田委員。

●島田委員 少雪といいながらも雪は降ったわけですから、貸出要綱の見直しが必要でないかと私は思っているんですけども。

今、配置してあるのが役所で管理するということで、本庁 2 台、南支所 2 台。これに対して、取りに来てくださいということになっておりますね。

取りに行くということは、車を用意して車にどうやって積むかといったら、踏み板をかけますね。

そこまで持っていれば大概の人は除雪機持っているんです。そうなりますね。

そういう除雪機持っていない方が利用しやすい制度というか、地区にお任せするとか、例えば生活館

なども除雪機ありませんし、管理人が除雪している体制の所もありますし、また分遣所も職員がいなくなつて各分遣所の除雪は分団員がやっているという状況などもありますので、そういった部分に管理してもらおうというのはどうなのか。

その辺の要綱的な改正を考えておりますでしょうか。

●角田委員長 総括主幹。

●芝木再生推進室総括主幹 昨年度、貸出要綱を作った際に、現在の職員数の状況から考えてどうしてもトラックで現地へ持って行く体制が取れなかったという現状にございます。

また、この除雪機を買った補助金そもそもの目的はコミュニティー助成金といいまして、町内会活動に資するものということなんで、消防とかそういったことに関してはちょっと難しいのかと考えております。

分団という意味ですか、町内会として使うのであればよろしいかと思います。

●角田委員長 今、利用しやすい制度も含めて、自分で役所まで取りに来て。軽自動車と。

しかも、梯子を掛けて積むという作業は現実的でないというお話をいただきました。

ここらの対策がもしできそうであればできる。やはりあるものですから活用しなければならない、もしくはそういう手間がかかるのであればあらかじめ当番的に各生活館なりに期限を区切った中で貸出するとか活用方法について今、島田委員からお尋ねがあるかと思うのですが、その辺の活用方法について、今後の対策としてあればお聞かせ願いたい。

総括主幹。

●芝木再生推進室総括主幹 先ほど申しましたように、個別に職員がトラックで運ぶということに関しては難しいかと考えます。

ただ、20 年度の借りられてないという状況も考えまして、市民の借りやすい方向というのも我々も考えていかなければならないと思っておりますので、今後の検討事項とさせていただきます。

●角田委員長 島田委員。

●島田委員 もう 1 点ですね、やっぱり貸し出し対象が最終的に団体となっているんです。

私が隣の高齢者宅を除雪機借りて投げてやっても、確かにボランティアになると思うんです。

だから、私が個人的に自分の家をやっているのはちょっと違うのかという感じはあるのですが、人が集まらなければボランティアにならないということも検討していただきたいと思います。

●角田委員長 要望でよろしいですか。答弁いますか。

〔「要望でいいです」と呼ぶ者あり〕

はい。要望でお願いいたします。

ほかに。加藤委員。

●加藤委員 会計の状況を 3 点ほど、それぞれお聞きをしたいと思うんですけども、まず健康保険事業会計ですけども、私どもの議会報告集を作ったときに、国民健康保険加入者一人当たりの 1 カ月の医療費はこれぐらいになりますということで、去年とか 18 年から 19 年の比べをした数字を報告書に書いたんですけども、20 年度がどうなってるかということですけども、18 年度でいうと月平均 2 万 6,609 円と、19 年度の上期でいうと 2 万 6,591 円、19 年度の下期になって 3 万 1,395 円と上がっていると。

これは前にもいろいろやりとりして、医療費が増高してきてるんだということがあったんですけども、20 年度の 4 月から 21 年の 3 月まで、この辺医療費の国保の増高がどうなっているのかというのが 1 点。

それとあわせて、決算の数字と国保会計の決算の数字、これも報告書に書かしていただいたんですけども、これまで 17 年度までに 9 億くらいの負債があったと。それを再建計画で精算をしたけれども、18 年度で 3,300 万ほど、19 年度で 8,100 万ほどということで赤字を伴ってきたけれども、20 年度から 10 年でこの赤字を解消したいということで、当年度は 573 万円を赤字解消したいというのが目標だったと思うんです。

今回の決算の数字とその辺がどのようになって、

今後どう推移していきだろうかというのをちょっとお聞きしたいんですけど。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 はじめに、20 年 2 月から 21 年 3 月までの一人当たりの医療費ということでありまして、3 月で 3 万 1,000 円、21 年 2 月で 3 万 258 円です。

一番少ないときで、一人当たり 2 万 6,571 円でありました。一番番多いときで 3 万 2,304 円でありまして。平均しますと大体 3 万円前後となります。

次に 20 年度の決算ですが、単年度収支黒字で 6,235 万 7,000 円、これは単年度黒字です。これにつきましては、歳出において保険給付で大きく 7,400 万円ほどの減額となりました。それと、各費目において実績による減額、これらも含めまして歳出全体で約 8,396 万 2,000 円、これが減額になりました。この額につきましては、歳入欠陥補てん収入予算を組んでおりますが、これに相当する分 8,240 万 8,000 円が減額になったということでありまして。これが大きな要因かと思っております。

そして、歳入においては国庫支出金の療養給付費の精算、これは過年度分があるのですが、当初みておりませんでした 1,146 万の追加交付、それと調整交付金、19 年度の医療費との関連で市の算定を上回る 7,700 万円の増額交付となりました。また、共同事業交付金、高額療養費の交付金ですが、これが歳出との関連でマイナスの 2,127 万 6,000 円、これが減額となります。また、保険料においても 670 万円の減ということで国庫金が約 9,000 万増えたのに対しまして、共同交付金 2,100 万円、保険料の 670 万円、これを差し引きますと総体で 6,200 万円余りの単年度黒字となっております。

したがって、19 年度末で 8,683 万 2,000 円の累積赤字が 20 年度単年度黒字で 6,236 万 4,000 円、差し引きますと、20 年度末で 2,446 万 8,000 円の累積赤字というふうに市民課としては分析しております。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 数字だけ見ると、当初 573 万の黒字

を出そうというのがそういう数字になったということで、単年度 6,200 万ですか、それだけ見ると良かったと、来年以降もとなるんだけど、今のいろいろ上がった、下がった数字、来年も同じようになると理解していいのか。

そうではないのではないかと思うのですが、21 年度の状況はこうだとはまだ言えないと思うんですけど、それが即一辺に貢献していくことになるのかならないのか、その辺について。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 21 年度ですけど、上半期まだ終了していませんけども、当初の執行状況でいきますと大体予算ベースでいっております。

これ以上増えないように医療費抑制を図っていかなければならないと思いますので、予算どおり、目標としては単年度黒字を目指して国保会計を運営していきたいと思っております。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 その意味でも、先ほど医療費の増高ですけども、高止まりというのか、19 年度の下期の 3 万 1,300 いくらか、400 円くらいの金額がずっと続く、2 月、そうですね。下期ですから、それ以降 3 万 6,000 円、3 万 1,000 円、2 万 8,000 円、3 万 3,000 円ということで 2 月までずっときてると。そこまでいってないにしても、3 万前後ということで、18 年度の平均 2 万 6,000 円からすると相当高い金額で推移していると、これはいろんな状況があると思うんですけど。

そこでひとつ健診の関係です。今、メタボ健診で健診者が少ないとペナルティー云々といういろいろ言われてきてるんですけど。

それでちょっと聞いてますと、健診の仕方です。市の健診を受けたらそれは健診率に含まれるのでしょうけど、自分が勝手に病院に行って、私はこういう健診しましたというだけでは健診率に含まれないと聞いているんですけど。

登録した病院に行かないと駄目だという話を聞いているのですが、そこら辺、健診率の反映の状況は

どうでしょうか。

●角田委員長 市民課長。

●天野市民課長 医療機関に確認したいと思いません。

ちょっとお時間いただきたいと思います。

●角田委員長 ほかに質問があれば。

加藤委員。

●加藤委員 ちょっと誰に聞いたかあれですけども、ただ、私はここに行っていますというだけでは市に申告してもそれは健診率に入らないと。あくまでも市がお金を払って登録した病院でないといふ話をちらっと聞いたものですから。

それでは、何ぼ頑張っても夕張の場合高齢者が多いわけですから、あっちこっちの病院にかかっている人が健診をあえてする必要がないと思うんです。

それで、率ですからそれが即医療費にどうなるかというのは別としても、やはり健診を増やすのがいわゆる医療費を下げる、国保会計を改善することだと思っておりますので、後でちょっと報告願います。

次の方に移っていいですか。

●角田委員長 はい。

●加藤委員 次に、公共下水道の関係ですけども、これは外部監査でも今後の 11 億以上の赤字の部分をどうしていくかということは検討材料になっているというふうに。

確か、外部委託するという話をしていましたし、再建計画の中でもこれは連結の関わりで言うと一般会計だけの処理では済まないということで、特別会計含めた赤字解消を図っていかなければならないという大きな課題と思うんですけど、これは今後の部分があると思うので、この考え方が今後とも必要なのかどうかというのが再建計画の中には使用料を上げましたと。上げた以降、赤字になる部分は一般会計から繰り入れしますということで収支ゼロになる形でこの 2 年間きてると思うんです。

19 年度、20 年度、その方がいいのかどうか、赤字になればそこから補てんしますというのは一般会計から持ち出しすることになるので、そこら辺の考え

方がいいのかどうかということが今後の下水道会計をどうするかということの中に含まれてくるとは思いますが、そこら辺の確か 19 年度、20 年度、そういうことで繰り入れして 11 億くらいという金額は変わっていないと思うんですが、そこら辺の考え方があればお聞かせ願いたい。

●角田委員長 建設課総括主幹。

●小林建設課総括主幹 加藤委員の再生計画の策定をどのように進めていくかということで、再生計画の策定に当たっては財政の健全化のための改善が必要と認められる事務の執行について、また個別外部監査の実施が義務付けられており、10 月から健全化計画の策定に当たっても同様の措置が必要とされておりますから、外部監査を受けるものであります。

今現在、再生計画で計画しております料金の設定、これは今値上げをしないような料金の設定で再生計画を作っておりますが、それと起債の支払い、繰り入れ額の決定、これからの修繕計画、これについては長寿命化計画を策定して国の補助金により修繕を進めていこうという考えのもとでやっております。

今、個別外部監査の実施の中身としましては、施設維持管理に関するコストは適正規模か、調定事務、収納事務の適正化が図れているのか、各種施設使用料の設定は受益者負担の観点から適正かという、そういうものについて公認会計士により監査を受け、経営全般の健全化計画について策定を進めていくものであります。

以上です。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 これからのことだと思うので、今、論議をできないというか、今後の課題だと思いますので、一般会計の繰り入れという問題も避けてとおれないことだと思うんです。

いろいろ努力してやむを得ない場合もあるでしょうし、だからといって受益者負担ということで料金を収支とれるまで上げなさいということにもならないと思うので、その辺の絡みがあるんだと思いますし、今回は下水道上げましたと、上げたけども努力

して収支が伴わない部分は、今の状況の中で 11 億以上の赤字を増やすことにならないから、繰り入れするということですが、繰り入れしても結局同じことですね。一般会計の歳入から減っていくわけですから。

どちらにしても同じ問題だと思うんですが、繰り入れについて本当に努力して努力して、やむを得ない状況で繰り入れするのはやぶさかではないと思うんですが、単に赤字だから繰り入れしますという単純な計算ではないと思うんですが、その辺がちょっと気になっていたものですからお聞きしました。

それと、次、市場会計よろしいですか。

●角田委員長 はい。

●加藤委員 19 年度、20 年度の推移を見て、私的には今のところ施設の老朽化はあるでしょうけれども、あれ何年でしたか、見直しますということになっているんですが、この 20 年度の決算を見る中でその必要性があるのかどうか、今の現状のままの状態がいいのかどうか、19 年度、20 年度の決算を見ながら、今の段階で市場会計をどのように考えた方がいいのかというのが、もし考え方としてあればお聞きしたいと思います。

●角田委員長 総括主幹。

●芝木再生推進室総括主幹 加藤委員の質問にお答えします。

市場会計の件であります、20 年度決算においては決算剰余が出て繰り越しも出ている状況でございます。

ただ、財政再建計画において市場会計を平成 23 年度で閉じるということにもなっておりますので、今現在、財政再生計画を策定する中でこのあり方について精査して検討していく考えでございます。

以上です。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 そうすると、財政再建計画の方針どおりということではなく、これまでの状況を見ながら再生計画では検討するという理解をしてよろしいで

すか。

●角田委員長 推進室総括主幹。

●芝木再生推進室総括主幹 再建計画で書かれていることをベースとしながら、いわゆる再建計画で書かれている 23 年度で会計を閉じるということは、それ以上の一般会計からの負担を出せないという意味で捉まえております。

一般会計から負担を出させないということを前提としながらも、そのあり方については検討していくということでございます。

●角田委員長 よろしいですね。

先ほど保留した答弁が市民課よりありますのでお願いいたします。

総括主幹。

●木村市民課総括主幹 加藤委員のご質問にお答えします。

特定健診ですけども、市で契約している医療機関以外での受診については受診率に反映されておられません。

ちなみに、契約している医療機関については市内の友愛クリニックと診療所、農協で集団健診を実施しています札幌厚生病院となっております。

以上です。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 これは夕張だけの問題じゃないと思うんですけど、夕張のように高齢化してほとんどの人が病院にかかっている、大体の検査はしていると、通常ここにいる方も大部分そうですけども。その方々が健診する必要ないですね、わざわざ血取りに行ったり、お腹の周りを測ったり。

ただその場合に、その健診率に反映されないことになると、今後の問題でペナルティーが云々というのはまだはっきり決まっているわけじゃないけど、それは病気をして、病院にかかっている、健診する、いずれにしても調べてから医療費には関係ないと思うんですけど。

その辺の部分にペナルティーのほうに関わってくると、これほかの健康なまちと高齢者の多いまちと

では健診率が全然違ってくるのかと思うんですけど、その辺は話し合いの中でそれは問題だという話にはなっていないのでしょうか。

●角田委員長 市民課総括主幹。

●木村市民課総括主幹 なるべく受診率向上を図るために、受けやすい状況で集団健診に合わせるような形で受診をしてもらうことと、受診券につきましても広報でお知らせしまして、それを利用していただければ低額の 1,000 円で受診できる形で受診率の向上を図っていきたいと考えておりますけども、加藤委員の指摘されたことについては同様にちょっと今、考えてまして、来年以降、受診率を向上するために一番いい方法は何なのか、さらに検討してまいりたいと思っています。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 市の担当で何ぼ努力してもしようがない話で、これは全国何だかかんだかと思うので、市長も行かれると思うので、ちょっとそこら辺、諮っていただきたいと思うんですけど、病院かかってすべての検査している人に健診においてという必要がないと思うんです。

私だって、全部受けているのに何であえて行かなくちゃならないのと言われると思うので、それでなくて、健診を受けるためだけにする必要もないのではないかと思うので。

これは夕張だけの問題だけじゃないと思うので、どこかの場面でその辺の課題もあるのでなろうかと。特に 43 パーセントの高齢化の夕張だからこそ言える意見でないかと思っておりますので、どこかの場面でよろしくお願ひします。

●角田委員長 それではほかに。

高橋委員。

●高橋委員 市有財産の活用についてお聞きしておきたいんですけども、先般も議会の中で島田議員が質問した中身であります。

今日は決算委員会でありますから、20 年度の中での実績というか、取り組み状況といたしましうか、そういう観点でお聞きしていこうと思うんですけど

も、この間、質問した中でどうもちょっと私ども議会が今まで聞いていた市有財産、特に学校跡地云々の活用方法のあり方については、我々の認識と違っていた部分があったのかという部分で改めてこの間もちょっと質問、答弁を聞いて思っていました。

条例上の取り扱い云々もあったんでしょうし、確か答弁の中で昨年 6 月に何かということも触れられていたと思うので、そういう中でちなみに昨年段階で、平成 20 年度ベース段階で特に学校の跡地含めて市の有効活用的な部分で何か打診とか話とか、前向きにそういったもののオファーっていうのが来てなかったのでしょうか、そういう意味でちょっとお聞きしておきたいんですけども。

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 既に閉校になっております例えば夕張中学校ですとか幌南小、中学校に対して企業等から活用できないかといって、視察とか、状況を見に来た事例はいくつかございますが、なかなか活用方法にあわないとかという理由で具体的な進展には至った事例がないというのが現状でございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 今言ったとおり、我々もちょっと正式に来たかどうか別としても、いくつかの企業なり団体が特に学校跡地を活用したい云々の話は来ているのは聞いております。

そういう中で、今言われたとおり活用方法としてあわない云々もあるのかも知れませんが、基本は我々も昨年、この間までの認識としては学校の跡地なんかは起債云々が残っていたら結局は活用としては使えない云々と認識をしていましたので、それがこの間の議会ですべて状況が違ったわけです。

そういう観点でいくと、やはり我々は以前から言っていたとおり、こういった市の活用方法というのはいろんな観点でそれぞれの議員も含めて質問してきたわけでありまして、それ自体が何を基準に、じゃ逆に例えば今まで断ってきたものなのか、それとも使わせなかったものなのか、オファーがあつて

も前向きに捉えられなかったのか、そういう部分をちょっとお聞かせいただきたいんです、この際。

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 本会議のご質問の中もお答えしているとおりですけれども、平成 20 年 6 月に文部科学省からの通達がありまして、一定程度の規制の緩和がなされていることはお話申し上げたとおりでございます。

ただ、その中で規制として無償で補助金を返還せずに、無償で貸与若しくは譲渡することはできるという規定にはなっておりますが、例えば具体的にこれを一步進んで一企業なり収益をあげる利益目的の企業が来た場合に、そういったことの無償貸与や譲渡がいいのか悪いのか、あるいは基本的には市有財産、普通財産は基本的には利益を生む、貸し付けたり売却したりすることのできる市民の財産でございますから、基本的には売却ということが第一の選択肢に入っておりますので、それができない場合にどういった形の利用の申し出があつて、それを市としてどう捉まえてどう活用していける方法があるのかということについてはすぐに即答できる中身ではございませんし、あるいは底地等の問題もあつてできないという具体的な事例もあるので、どこの建物をどういった形でどういうふうに活用ができるのかといった具体的な事例もないとなかなか検討が進まないという実態もございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 ちょっと逆に聞き方変えていきますけど、各企業なり団体がそういう打診があつたときに、そういう説明を逆にしているんですか。その当時、当時。

今の言ったような、例えば昨年 6 月の段階で文部科学省の規制緩和が解れている状況含めて、こうこうだから、今はこうなっているけども、だけど今はこういう現実的に貸すのは難しいという、そういう意味での説明はしていますか。

どうも私は、少なくとも借りたいというそれは前向きかどうか別としても、借りたい旨がある企業な

り団体は、どうも一貫として我々と同じ認識だったのは、特に学校跡地なんかは起債が残っているから云々一点張り部分でのお断りという観点で聞いているものですから、今言った総括主幹の意味合いの説明というのは逆に昨年までの段階でオファーが来たときにしているのですか。

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 ご指摘になった件については、すべての来た方々に対してすべての 100 パーセントの説明をしていたかというところと欠けている部分もあったかと思えます。

ただ、前段でその無償貸付けなりというよりも、市としてはでき得るならば売却なり有償貸付けなりということも考えてございましたので、その場合にはいくらかで貸し付けられるのか、あるいはいくらかで売却することが適切なのかといったことを鑑定評価することが必要だということになっております。

それで、その鑑定評価をするためにはああいって大きな高額な施設ですと非常に大きな高額な費用がこれまたかかるといことの説明をする中で、なかなか市としても鑑定評価に対する予算を持ち合わせておらず、具体的に進んでいないというのがこれまでの状況でございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 そうなっていくと、特に大きな建物、いろいろ諸問題はあろうかと思えます。

ただ、相手先の部分に立っているかということが大きな問題であって、特に当然売却なり有償で貸し付けるといのが基本だと思います。

しかしながら、その一方で鹿鳴館なんかは無償で貸与しているわけです。そういう意味も考えていくと、そういう部分も視野に入れたときに私が言いたいのは、いかに使われていないこういった土地なり建物、こういった物はどどんどどんやっぱり、何でもかんでもとはならないですよ。だけど、ある程度オファーが来たときに市として、担当としてどこまで前向きに捉えているのかどうかということですよ。

そのときの答え方一つでは全然相手に与える受け入れ方というか、全然違ってきて、それならだめだとなるだろうし、言い方一つで全然違ってくるんじゃないかと思うんですけど、そういう意味での実績、経過というのはどうなのかということでお聞きしておきたいんですけど。

●角田委員長 今、答弁調整いたします。少し時間をいただきます。

午後	2時46分	休憩
午後	2時48分	再開

●角田委員長 総務課総括主幹。

●三浦総務課総括主幹 先ほどご答弁申し上げました、いくつか見に来られて現地をご案内して説明したというのは数件ございましたが、それについては1件を除いて平成20年6月以前に来られた、規制が大幅に緩む前の話でございますので、無償での貸し付け、貸与という話はしていないかと思えます。

平成20年6月以降に関しては1件、夕中に対してお問い合わせがございましたが、その際には規制が緩和になった旨の中身もご説明はしております。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 この場ですべて解決できる問題ではありませんし、今後にも市有地の財産の有効活用という問題については再生計画にも大きく結びついていくものだと思いますから、今日の場合だけではなくて終わるとは思っていないんですけども、問題はやはり市の対応としては本来積極的に、当然第1定義は売却なり有償で受けてもらえるところがあれば一番いいのかもしれませんが、なかなかそうでなければいかに使用していただけたところの相手先が来たときに、市の対応的な部分で積極的に働きかけていくというのがひとつのこれからのまちづくりに向けた大きな進め方だと私は思います。

ましてや、ちょっと我々も認識違ったんですけども、昨年6月に大幅な規制緩和をしているということであれば、なおさらそういった部分ではどどん

推進していく必要があるんじゃないかと思いたすので、この辺は今後の再生計画、特にまちづくりの観点に向けて積極的に働きかけていく、もしくは相手が来たときにはどんどん前向きに捉えてくというような方向性でいっていただきたいと思いたすので、お願いをいたします。

●角田委員長 はい、要望でよろしかったですね。はい、ほかに。

加藤委員。

●加藤委員 先ほど来から職員の人数の問題、副市長ともちょっとやりとりしたと思うんですけど、20 年度の市政執行方針で何点か職員に関わる部分の話があるんですが、将来を担う職員を育てることが肝要でありということまでひとつ書いています。

それで、20 年度で職員の研修というのでしょうか、どういう研修があるのかあれですけど、予算に伴っての研修的なものがどうだったのか。

それ以外に、確か市長が有名人たらおかしいですけど、知識のある方を呼んで、市民と一緒に話を聞くとか、20 年度だったかどうかちょっと記憶にないんですけど、何回かされたのは記憶にあるんですけど、そこら辺の部分がひとつはどうだったのかということですけど。

それと、これは 20 年の 1 月ですか、グループ制にして 20 年度ずっとスタートしていったと思うんですけども、グループ制の有り様というのか効果というのか、ちょっと私は本来グループ制というのは係が少なくなって、人がいなくなったからグループにするのではなくて、横の連携を保とうということから始まっているんだと思うんですけど、夕張の場合は機能しなくなったといたらおかしいですが、係に 1 人しかいないとか、係長 1 人とか係 1 人とか、そういう中ではなかなか係の仕事は難しいという形で、横の連携を取るということでグループ制を取らざるを得なかったのかと私思っているんですけど、このグループ制がどういう状況で、今後また係を分けるなんていうことにはならないんでしょうけど、20 年度含めてどう評価をしているのか、その 2 点につ

いてまずお聞きたいと思いたす。

●角田委員長 総務課長。

●寺江総務課長 お答えをしますが、まず 1 点目の職員の研修制度の活用についてでございます。

結論から申し上げますと、20 年度で市が予算付けを行って職員の資質向上等をにらんでそういう研修制度を活用したという例はまずございません。

今後、将来に向けて職員の資質向上、能力の向上の部分については二通り考え方があると思うんですけど、まず一点は委員ご指摘のとおり研修制度を大いに活用していくという方法も必要でしょうし、これには当然予算付けが伴います。この部分は検討を要すると思いたす。

もう一点は今、道をはじめ各自治体からの応援派遣職員が来ていただいております。この方々の能力は非常に高いと私自身は思っているのですが、お互いの職場の中でこういった職員から学び取る、そういう部分も非常に大きな部分であろうかと思いたす。そういう派遣がある間に、そういう方々から学び取る、あるいは状況認識してもらうという、お互いのそういうメリットがあるのではないかと思っております。

次にグループ制の導入に関わっての効果でございますが、これも以前お答えしたと思うのですが、率直に申し上げてこの一気に半減した職員体制の中でいかに少数精鋭と申しますか、効率良い行政運営を行っていくかという体制の問題においてグループ制を導入したわけでありまして。これはまずやってみないとなかなかその効果というものも確認できないでしょうし、まずやってみようということで取り入れた制度でございますが、これもご指摘のとおり、横の連携といってもなかなか今の職員体制の中では自分の持分の仕事に忙殺されているという状況の中で、グループ制を導入した効果というのはなかなか実感できるほどのものに挙がってはいないのではないかと思っております。

今後の職員の定数をどう設定していくかによってその機構のあり方も当然考えていかなければなら

と思いますので、グループ制の今後に向けての考え方についてはもう少し時間をいただいて検討していく必要があるのではないかと考えてございます。

以上でございます。

●角田委員長 加藤委員。

●加藤委員 これは一般質問で市長ともやりとりをした職員の研修含めて予算が立てられて、ぜひ専門的な技術なりほかの市町村との交流というのは非常に大事なことだと思うんです。そうしていただきたいというのがまず第一点ですけども、予算を伴うことですから、これも限りがあることだと思うので。

先日、市長が職員の方を集めていろいろ話をされたということを聞いていますけれども、例えばそのことも市の職員が自分の仕事だけでなく、行政全般にわたって論議をしたり、それから市民の声を聞いてその声を反映させる。これは議会だけじゃなくて職員もできることでありますから、そういうことをする。

それから、違う人の職場の実態をいろいろやり取りすることによって、夕張のこれから再生していく計画を作るわけですから、計画ができた後、自分の担当だけじゃなくて職員として、公務員としてやっていくという必要があると思うので、そういう面で資質を高める方法はいろいろな方法があるのではないかなと思うんです。

経験を踏んだ人の話を聞くのもそうでしょうし、たまたま私どももある大学の教授に来ていただいて、行政とは何ぞやみたいな、議会とは何ぞやみたいなのを研究した経過もありますけど、その方は夕張がこういう状況ですからただ来てあげますということで、帰りメロン持って行ってもらいましたけども、そういうこともできるのではないかと思いますし、先ほど決算でしたか、文章で多くの人材に物心両面にわたるご支援をいただいているというのも、一つはそういう意味でのお金を寄付するだけでない、そういうご支援も、今夕張が頑張ろうとしているときに多くの方から応援いただけるので、これは市長とぜひ議会とやりとりしたいんですけども、僕らもそ

ういう長けた人を呼んで私どもも職員も含めてそういう研修会みたいのをやれるのではないかと思いますので、これぜひとも今後市長とともにそういう機会を持っていただいて、職員の仕事だけではないいろんな部分での資質を高めるという必要が、今後再生に向けて必要ではないかと思っております。

これは要望としておきますし、先ほど総務課長から言われました、これも前にもやり取りしましたけど、多くの先進都市の人方が応援に来ていただいて、その自治体のノウハウを持っている方、中堅の方々ですからできれば夕張から向こうに行って、向こうから夕張に来ていただく交換が一番いいんだと思うんです。勉強して帰って来ることを含めて。

夕張は現実難しいでしょうから、応援いただいている方にいろんなノウハウ含めた支援を既にもういろんな部分で新しい事業をやってますから、それをうちの職員の人方が自分のものとしているとは思いますが、そういうやりとりをぜひしていただきたいと思っております。

グループ制にしてもただ横のつながりという部分で言うと、先ほど言いましたとおり自分の仕事だけでなくほかの仕事もわかり合えるという部分では非常にいいことだと思うので、これは元に戻すということには基本的にならないのかと思っておりますし、そういう現実の問題ではないと思っておりますので引き続きいい効果が挙るように進めていただきたいと思います。

市長の市政執行方針の中にも、市民との協働だと企業誘致ということを謳っています。

これにしても市長だけが、職員だけがやるものではないと思うので、市民の力をお借りするためにも行政側がそのスタンバイっていうのでしょうか、そういうものを自分の仕事も含めてセッティングすることが一番大事なのか。

そのことによって、市民の多くの力を行政の中に反映できると思っておりますので、ぜひそういう方向を今後システム含めて考えていただきたいと思います。

もし、市長の方からその辺について何かありまし

たらお願いします。

●角田委員長 市長。

●藤倉市長 今、加藤委員ご指摘のとおりであります。

私もまったく同感で、やはり今大事なことは職員がこれだけ少なくなりまして、少数精鋭、もちろん適正人員を確保することは重要でありますけども。

しかし、今の職員を含めて人材育成というか職員の資質を高める。これは、私はやっぱり研修というか、研修も会議体の研修とかオーグエーターとかいろいろありますけども、あらゆる機会を捉えて積極的に職員研修ということに努めて人材育成というのが将来の夕張の財産でもあると思いますので、あらゆる機会を捉えて積極的に研鑽、研修の機会を作っていきたいと、このように思っております。

●角田委員長 よろしいですか。ほかに。

高橋委員。

●高橋委員 時間も経過していますので、大綱的な部分は私は最後にします。

総括的な部分でちょっと最後お聞きしていきたいと思っておりますので、あえて最後に聞きますが、冒頭、先ほど報告のまとめでも私触れさしてもらったんですけども、特に執行体制の部分が触れられております。

今、加藤委員の方からも、たまたま職員体制の云々の関係でも出ておりましたので、私もそういう観点でお聞きしていきたいんですけども、これはぜひとも市長に最後お聞きしていきたいと思っております。

それでご承知のとおり、今回の決算というのは先ほども言ったとおり再生計画そのものに基づく判断基準になっていくわけですから、非常に重要な決算委員会ということでありました。

これに基づいて、いよいよこの再生計画という部分に具体化されていく、そして先般も議会云々。ことあるごとに市長は、やはり職員の維持、機能体制という部分、今、強化していかなきゃいけない。これ以上行政サービス、市民サービスを低下してはい

けないということで、とにかく職員体制の部分に触れられておりますし、強化していこうという考え、懸案事項も含めて。

今回、人件費の部分は相当ボリュームをかけております。

そういう中で、まとめにもこうやって触れておりますし、やはり私思うんですけど、再生計画に向けては特に今までもそうだったのですが、いろんな観点で私もほかの議員さんも聞いてきたつもりですけど、こういうまちづくりにしたい、こういう形づくりをしていくために、だからこそこういう行政体制が必要なんだ、こういう人数が必要なんだということを出さない限りは、ただ漠然と職員体制がどうこうといっても、これから市民に説明云々入っていても果して理解を得られるのかという部分が我々としては危惧しているところでございますので、その辺含めて市長にあえてこれからのまちづくりに向けてのビジョン性ということ。

今まで再三にわたってお聞きしてまいりましたけれども、やはりその辺の具体性を出して、そのために具体的行政維持のためにはこういう人数体制が必要だというものを出していただかないとなかなか、これからの再生計画へ向けた骨格作りもこれが根本になるわけですから、この辺も今回の決算委員会の中で市長の思いですとか、あるいは具体性の部分をお持ちであれば、この場でお聞かせいただきたいと思えます。

●角田委員長 市長

●藤倉市長 議会答弁の中でも同様のご質問に対して答弁いたしましたけれども、まさに高橋委員おっしゃるように、新しいまちづくりをする根源となるエネルギーを背負って積極的に動くのは職員だと。

適切な職員の数があれば、今日も出ているいろんな問題もありますけども、市民サービスというのはやっぱり思うとおりでできないんだ。

ですから、何としても新しい夕張づくりには職員のエネルギーを活用したい。そして、市民にはただいまもお話するように、夕張をどうするんだ。

そういう新しい夕張作りというものを示しながら、その中にビジョンがいろいろあります。今回も話しました。議会の中でも言いましたけども、夕張を 6 ブロックにする中で、中心の都市機能を持たせるのは清水沢地区である。この地区にひとつ都市機能を持たせて、それを中心に住宅の集約化、また学校、さらには医療、そういうものをもろもろ持った絵図を市民の皆さんに、もちろん議会の皆さんには当然ですけども、そういうものを示しながら、具体的なことを掲げながら説明、説得に当たっていきたく、そのように思っておりますし、今まさにその準備といたしますか、その作業も進めているところでございます。

●角田委員 高橋委員。

●高橋委員 今言ったとおり、今回のこの決算の部分が実績にこれからの再生計画の部分のまず初段階として判断比率になっていくわけでありますから、本来であればこの数値的なものが決算に出ているので、それに基づいてしかるべき今後対応していく。

そして、特に先ほど質問した職員体制の維持も足りない云々含めて、我々も当然このままではいいと思っております。

しかしながら、これから本格的に具体化していくときに、特に市民に理解を得るために、ほかの市町村に理解してもらうためには財政再建ゆえの苦しみというのは当然乗り越えていかなければいけないんですけれども、どう理解させていくためにはもう少し数値的には市長として、行政として具体性を示していかなければいけないのではないかと。

それが、今回の決算委員会につながる部分になっていくのではないのかと思うんですけども、いかがでしょうか。

●角田委員長 市長

●藤倉市長 再度お答えいたしますけども、まさに委員がおっしゃるとおり、新しいまちづくりビジョンをより具体的に示す中で、市民の皆様の理解を得ながら今度の新しい再生計画に取り組んでいくと、こういうことはまことに前提でありますので、その

ような動きにしていきたいと思います。

●角田委員長 よろしいですか。

高橋委員。

●高橋委員 わかりました。

いずれにしても今日の決算委員会の大綱的な部分、私は終えますけれども、本格的にこれから再生計画に向けて、本格的というかも実質的には目前と迫ってきているわけですから、ある程度の骨格、先ほど来から言った具体性含めて、本来なら見えてこなければいけない部分。

だけど、なかなか作業過程、ましてや政権も含めて今変わられている状況もあるので、いろんな部分、そこには時代背景はありますけれども、そろそろ本当に具体性を持った部分の根拠も含めて示していかないと、到底来年以降からの再生計画に向けては本当にどうなのかという部分の心配な時期にさしかかっているのかなと思いますので、そうは言っても今年度中に作成していかなければいけない大きな作業でありますから、今後の委員会なり 12 月議会もありますので、そういった中で最終的に我々としても議会としてどういう主張をしていかなければいけないか、また一体として取り組むべきは一体として取り組むという観点で議論していきたいと思っておりますので、最後にそれを添えていきたいと思っております。お願いします。

●角田委員 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、それでは説明に対する質問並びに大綱的な質疑につきましてはこれで終了いたします。

●角田委員長 それでは、決算書の一般会計の歳出より審査してまいりたいと思っております。

2 ページから 32 ページまでの間には各会計の決算状況が記載されておりますが、款・項のみでありますので、事項別明細書によって審査してまいります。

86 ページをお開き願います。

1 款議会費、87 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

2 款総務費、88 ページから 100 ページまでであります。

高橋委員。

●高橋委員 総務費のちょっとお聞かせいただくだけで結構ですけども、損害賠償金で 470 万あがっているんですけど、これは何の部分でしたか。90 ページの 22 節かな。補償補填及び賠償金ということで、損害賠償金 470 万あげられているんですけども、この部分の内訳といましようか、何の部分だったかと思ひまして。

●角田委員長 総務課長。

●寺江総務課長 過去にさかのぼった話になるのですが、当時、市立総合病院の職員が公務出張中に札幌で交通事故を起こしまして、その際に起きた人身の部分の損害賠償ということであります。

●角田委員長 よろしいですか。

2 款総務費、88 ページから 100 ページまでは以上でよろしいですか。

島田委員。

●島田委員 92 ページの 04 企画費なんですけど、先ほども除雪機購入 250 万予算あったと思うのですが、除雪機車庫設置工事とありますが、この辺はどういう内訳になっているのでしょうか。

●角田委員長 再生推進室総括主幹。

●芝木再生推進室総括主幹 島田委員の質問にお答えします。

92 ページ、工事請負費、除雪機車庫設置工事、除雪機の 188 万 9,874 円、それから除雪機付帯品、以上含めて補助対象経費すべてで 250 万ということで、それがコミュニティー助成金の補助経費として満額助成を受けております。

●角田委員長 島田委員。

●島田委員 予算書では車庫を建てるというあれは載ってなかったと思ひまして。

除雪機が安く買えたのでついでに車庫を建てたのかと、そんな感じがするのですが、その辺どうなんでしょうか。

●角田委員長 総括主幹。

●芝木再生推進室総括主幹 除雪機の車庫につきましては南支所に置く分でございます、当初、南支所の所へ置くスペースを確保していたはずだったんですけども、ちょっと別の物を置く形になりましたので、急きょ車庫を設置したということになっております。

●角田委員長 よろしいですか。

総括主幹。

●芝木再生推進室総括主幹 ちょっと言葉が足りなかったんですけど、当初予算で 250 万、備品購入費に計上している中で流用という形にしております。車庫設置工事については。

●角田委員長 島田委員。

●島田委員 宝くじの制度的には、流用して問題はないということよろしいですか。

●角田委員長 総括主幹。

●芝木再生推進室総括主幹 問題ございません。担当者とも打ち合わせ済みでございます。

●角田委員長 よろしいですか。

それでは、88 ページから 100 ページまでの間ではかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、3 款民生費。101 ページから 111 ページまで。

高橋委員。

●高橋委員 111 ページの 20 節扶助費かな、生活扶助等給付費 5 億 6,700 万あがっているんですけども、これ生活保護云々の対象者の部分でしょうか、これちょっと何件というか何名というか、その部分と、「等」というのはほかにも何かここに加えられているのか、その部分ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

●角田委員長 福祉課長。

●池下福祉課長 高橋委員のご質問にお答えします。

生活扶助費等というのは生活扶助、住宅扶助、教育扶助、介護扶助等と、いろいろあるものですから、表現は生活扶助等となっています。

生活保護受給世帯ですけれども、世帯数で 20 年度

の平均で 233 世帯、302 名となっております。

●角田委員長 よろしいですか。

ほかに 101 ページから 111 ページの間でございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、4 款衛生費。112 ページから 118 ページまで。

〔発言する者なし〕

5 款労働費、119 ページ。

〔発言する者なし〕

6 款農林業費、120 ページから 121 ページまで。

〔発言する者なし〕

7 款商工費、122 ページから 123 ページまで。

〔発言する者なし〕

8 款土木費、124 ページから 130 ページまで。

高橋委員。

●高橋委員 127 ページ、土木費の公園費で委託料の部分ですね、あがっているんですけども、これ滝の上公園管理委託料はわかります。

その他の公園管理委託料というのは、どこのことを指して。丁未風致公園のことかな。詳細について教えてください。

●角田委員長 建設課主幹。

●熊谷建設課主幹 ただいまのご質問ですけども、その他の公園管理委託料 271 万 1,306 円に対しましては、石炭の歴史村公園管理委託料 178 万円、丁未風致公園管理委託業務が 93 万 1,306 円、2 公園部分でその他公園ということで計上しております。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 去年だったですか、去年の決算委員会でもちょっと聞いたんですけども、丁未風致公園の部分の管理体制といいましょうか、いわゆる営業はしてないんですけども、基本的に何と言うかわゆる万宇線が通っている関係もあるから、まったく通らないということにもならないので、そういうための維持管理にある程度かけていかなければいけないものなのか。

実質、トイレたつてどれくらい使用率があるのかということ、なかなかそこも微妙な部分もあるし、こ

の辺の委託管理というのはいつぐらいまで、どういう形で続けていこうとしているのか、その辺ちょっともしあれでしたらお聞かせいただきたいんですけども。

●角田委員長 建設課長。

●細川建設課長 高橋委員のご質問ですけども、丁未風致公園、観光夕張のはしりの公園で、市民の方に非常になじみの深い公園です。

当時、風美丁の指定管理返上の中で、その扱いについても議会の方から議論がございました。

そういう中で最低限、非常にあそこは正面に夕張岳も見えて非常にすがすがしい場所でもあるし、そして岩見沢から夕張に向けて夕岩線、途中でトイレもないと。そういう中で、今後も基本的には最低限広場の部分だけ維持していきますと、そういう中でご返事して継続しているという実態がございます。

今のところ、今後も風美丁の活用がされて、さらに利用が促進されればいいんでしょうけども、現状そういう状況ではありませんけども、維持については今後も継続していきたいと、そういうふう考えております。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 これちょっとなぜ聞いたかということ、去年の同じ決算委員会でもこの中身触れてるんです。

それで、確かに以前は指定管理云々の話もあったけど、実質的には大変厳しい今、状況でしょうし、そういう中で今後、去年も同じような質問を実はしています。

その中で、今後の市として市全体の論議の中で考えていかなければいけない問題だと思うし、これは要望しておきますということで昨年言った中身なんです。

だから、昨年その要望をした中であえて 1 年経った中でどういう判断をされているのかという観点でちょっとお聞きしたけども、どうですか。

●角田委員長 建設課長。

●細川建設課長 先ほども申し上げましたけど、現状、今後も風致公園の広場の部分、駐車場から風

美丁にかけての広場の部分、トイレについては今年度同様、維持していく考え方で予算を計上していきたいと思っております。

●角田委員長 よろしいですか。

高橋委員。

●高橋委員 ちょっとページ数で追っててるからあれですけども、決算報告書のほうでも各項目にわたってそれぞれ事業名出されていますね。

こちらのほうでは、平成 20 年度決算額で公園管理、都市公園の維持管理経費の決算ベースで 720 万あがっているんですけども、ちょっとページ数からははずれるんだけど、同じ項目に当てはまってくると思うので、これはどこに入ってきます、こちらの決算書でいくと。

●角田委員長 今の部分、もう一度ページ指定していただけますか。

●高橋委員 ちょっとはずれますけど、夕張市の各会計決算報告書ありますね。水道事業会計除く部分の。

こちらのほうでの決算ベースでは、土木費の中で公園管理、都市公園の維持管理経費として 720 万、723 万 4,000 円あがっているんです。こちらのほうの決算書の部分ではちょっと私の認識があれだったら申しわけないですけど、本来公園管理費だから公園費の中でどっかであがってくるのかと見てたんだけど、ちょっと何か一緒にされてたらどこに入っているものなのか。その部分をお聞かせいただきたいということです。

●角田委員長 建設課主幹。

●熊谷建設課主幹 この中の 723 万 4,000 円の内訳ですけども、公園管理の中で全体的な公園管理予算にダブっている部分がありますので、項目を読み上げます。

消耗品、燃料費、光熱水費、修繕料、手数料、その他公園管理委託料、土地借料、公園整備工事、修繕資材合わせて 723 万 4,000 円の内訳になります。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 決算書の部分でいくと、委託料のほ

うの支出済額の部分の。それでも合わないか、数字が。やっぱり合わないな。

逆に、どこに入ってくるんでしょう、決算書でいったら。この区分の中でいったらということにならないの。それとも、もう分散しちゃっているということ。

●角田委員長 推進室長。

●石原地域再生推進室長 私の方からちょっとお答えします。

今、決算書をやるのは委託料の項目ということで、滝の上 247 万 8,000 円の、その他 271 万 1,000 円と、こういうことになっていますけども、報告書の事業別のもにつきまましては、そのほかの委託料以外の例えば消耗品だとか、原材料費だとかというのを様々入った項目の合計がここの決算額ということになっていますので、委託料というのは公園管理 13 番の 723 万 4,000 円でいけば、このうち委託料としてここにある額ということなので合っちはいかないんです。全部足しこんでいかないと。各節の項目をということで。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 ちょっと聞きますけど、こっちはほうでは公園管理費としてあげていますね。

今、分散しているということだから、都市公園の維持管理経費費であげているんだけども、逆に都市公園の維持管理経費っていうのはどこのことを指してるんですか。

●角田委員長 建設課長。

●細川建設課長 滝の上公園は別予算になっていますので、それ以外の都市公園になると丁未もそうになっていますし、歴史村もそうですし、極端な話、ふれあいだとか、実際は管理を行っていませんけど。

あとは水郷公園、以下都市公園もろもろという形になります。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 今、いみじくも課長言ったとおり、都市公園の位置付けの分は僕も何となくここ、ここというイメージは付いてたんです。

しかし、今言ったとおり実際管理されてない部分もあるだろうし、多分こちらであげられているのは僕も想像つくに、やはり丁未風致公園の部分が大きいのかと思うんです。それ全部とは言わないけれども、やはり丁未風致公園に係る部分の経費が大きいのかなと。

それで、先ほど一番最初に聞いたのは、その他の公園管理委託費で 270 万あげられてます、こちらの純粋な決算書で。その内訳は、丁未風致公園でさっき何ぼ、金額言いましたね。だからそんな数字だったかというか、それぐらいしか逆に言うとかけてないのかという部分の矛盾もあったものですから、そういう観点でちょっと聞いたんですけども、その辺の逆に言うと内訳はこれ出ないのですか、都市公園の維持管理経費ということで。

●角田委員長 時間が必要ですか。

若干時間があればできるということなので、少々お待ちください。

午後 3 時 28 分 休憩

午後 3 時 35 分 再開

●角田委員長 それでは、答弁調整ができた模様でありますので、答弁をお願いしたいと思います。

建設課主幹。

●熊谷建設課主幹 先ほどありました決算報告書の土木費 13 番公園管理費 723 万 4,000 円、14 番滝の上公園管理費 337 万 6,000 円、15 番公共用地取得で 1,097 万円、これを 3 つ足しますと、公園費の 2,157 万 9,692 円になります。

その他の公園の中で、丁未風致公園に係る経費ですけれども、丁未風致公園に係る経費につきましては手数料及び委託料の中で 93 万 9,226 円になります。

丁未風致公園の内訳につきましては、手数料でし尿処理手数料 7,920 円、丁未風致公園園内の管理 80 万 150 円、電気の保安施設に係る経費につきまして 12 万 8,050 円であります。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 ちょっと聞いた質問と答弁がかみ合わないと思うんですけども、いわゆるこちらのほうへのわかっている 723 万という部分の中の今、93 万何がしだというのはここからの部分の手数料ということでのお考えですね。ですよ。いいですね、まず。

そうしたら、そのほかの部分はどういう部分に充てられているのですかということ。その他の都市公園という部分では、ちなみにどういう所あるんですかということをちょっとお聞きしたいんです。

●角田委員長 建設課主幹。

●熊谷建設課主幹 その他の公園につきましては、歴史村公園、水郷公園、本町ふれあい公園、平和公園、清水沢中央公園、清水沢宮前公園、沼の沢交通公園等、各 17 カ所の都市公園の草刈り及び燃料代です。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 わかりました。

その 17 カ所の都市公園の維持管理経費として、こちらであげられている決算報告書の中の内訳としては 723 万ですということですね、まずは。ですよ。わかりました。

それで今、17 カ所、主に草刈り云々もそうでしょうけども、こちらのほうですぐわかるとこでいったら、例えば水郷公園なんか云々ですけども、実際管理してるんですか、年間の部分で。

毎日、私達も通るんだけれども、今、水郷公園っていうのも中に入っていたんだけど、実際逆に言うと水郷公園に年間、これだけでいいんですけども、水郷公園なんか年間どれくらいかけているんですか。

●角田委員長 建設課主幹。

●熊谷建設課主幹 水郷公園だとか本町のふれあい公園等ですけども、いろいろな直営による草刈り及びサポートセンターに手伝いをいただいて、年 2 回から 3 回の草刈りを行っております。

金額的には燃料代だとか消耗品、草刈りの損料等になりますので、全体一括で買いますので、そこにいくらかかったというのは個々には出ないんですけ

ども、そのような草刈り、最低各 17 カ所の公園で 2 カ所程度、2 カ所から 3 カ所の草刈り及び地域の町内会さんのお手伝いもいただきながらそのような管理をしております。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 ちょっとね、こだわるわけじゃないですけど、言葉尻をつかまえるわけではないですけど、地域のお手伝い云々というと基本的にボランティアでやっているわけでしょうし、本来はこういう部分は今、決算ですから、本来ここにはこうでこうでと、本当は明確に出てこなければいけないのかなと思います。

ただ、今言うとおりに軽油ですとか、そういう部分についてはまとめて買うから、1 カ所に実際何ぼかかっているかなかなか把握できない部分はあるにしても、だいたい 17 カ所なら 17 カ所の都市公園については、年間水郷公園なら何ぼ予算をかけてる、そしてふれあい公園には何ぼかけてるとか、こういう予算があって決算がしかるべきでないかという部分で、僕もちょっと今、これ質問した中でこんなに正直言って答弁になぜかかるとかという部分、今思ったんです。こんなに正直いって問題になるものなのかなと思った。

ぱっと、款、項、目の質問ですから普通に質問してすぐある程度答弁が出るものなのかなと、押さえてるのかなと思ったんですけども、その辺は逆にそれこそ公園管理じゃないけど、住宅としての管理体制どうですか。住宅じゃないや、土木としての。

●角田委員長 建設課長。

●細川建設課長 今、高橋委員の方から非常に厳しいお話をいただいておりますが、うちの方としてもできる限りお金を使わないようにという中で直営を利用したり、サポートをお願いしたりという形の中で極力経費をかけないようにと、日々うちの職員も努力しております。

そういう中で、実際、直営だとかで燃料費しか出てこない状況ですから、それを 1 カ所当たりいくらというのは非常に厳しい部分がございますので、そ

の辺はご理解いただきたいと、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●角田委員長 はい。それでは、土木費につきましてはほかにございませんか。

島田委員。ページ数言って下さい。

●島田委員 はい、128 ページお願ひします。

住宅管理費の委託料で市営住宅明渡訴訟業務委託料、当初予算 230 万円ほどだと思ひてたんですが、裁判費用勝つても負けても変わらないと聞ひてたんですが、この辺どうなんでしょうか。

●角田委員長 主幹。

●佐藤建設課主幹 はい、島田委員の質問にお答えします。

当初予算 230 万のうち、3 件の訴訟を提訴いたしまして、そのうち 2 件が強制的明け渡しではなくて、自主的な明け渡しを最終的にされたと。

裁判所の方からの強制明け渡しではなくて、自主的に出て行つたと、そういうことで最終的な費用がかからなかつた部分が 2 件と、あと 1 件については和解が成立しましたので、その分で必要予算が 55 万 7,570 円で済んだということでございます。

●角田委員長 よろしいですか。はい。

土木費ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

はい、なければ 9 款消防費。131 ページから 134 ページまで。

正木委員。

●正木委員 134 ページの除雪委託料 136 万 7,035 円となっているんですけども、どの辺の除雪委託料なのか。

●角田委員長 課長。

●田中管理課長 質問にお答えいたします。

職員の体制等がございまして、除雪委託料をシルバーセンターの方に委託しております。

内訳としましては福住、本町地区、清水沢、南清水沢等々ございまして、防火水槽で 100 基、消火栓で 142 基、また分団詰所の関係で 3 カ所と、このような形の中で委託契約を結んでおります。

以上です。

●角田委員長 よろしいですか。

正木委員。

●正木委員 道路に関しては、市なり国なり道がやっているわけで、消火栓と水槽は全部シルバーに委託しているということによろしいですか。

●角田委員長 課長。

●田中管理課長 そのとおりでございます。

以上です。

●角田委員長 よろしいですか。はい。

消防費ほかにごさいませんか。

[発言する者なし]

10 款教育費、135 ページから 147 ページ。

[発言する者なし]

11 款公債費、148 ページ。

[発言する者なし]

12 款諸支出金、149 ページ。

[発言する者なし]

13 款繰上充用金、150 ページ。

[発言する者なし]

以上で歳出が終わりましたので、次に歳入に入ります。

41 ページをお開き願います。

1 款市税、43 ページまでであります。

[発言する者なし]

2 款地方譲与税、44 ページ。

[発言する者なし]

3 款利子割交付金、45 ページ。

[発言する者なし]

4 款配当割交付金、46 ページ。

[発言する者なし]

5 款株式等譲渡所得割交付金、47 ページ。

[発言する者なし]

6 款地方消費税交付金、48 ページ。

[発言する者なし]

7 款自動車取得税交付金、49 ページ。

[発言する者なし]

8 款地方特例交付金、50 ページ。

[発言する者なし]

9 款地方交付税、51 ページ。

[発言する者なし]

10 款交通安全対策特別交付金、52 ページ。

[発言する者なし]

11 款分担金及び負担金、53 ページ。

[発言する者なし]

12 款使用料及び手数料、54 ページから 59 ページまで。

[発言する者なし]

13 款国庫支出金、60 ページから 64 ページまで。

[発言する者なし]

14 款道支出金、65 ページから 71 ページまで。

[発言する者なし]

15 款財産収入、72 ページから 73 ページまで。

[発言する者なし]

16 款寄附金、74 ページ。

[発言する者なし]

17 款繰入金、75 ページから 76 ページまで。

[発言する者なし]

18 款諸収入、77 ページから 82 ページまで。

[発言する者なし]

19 款市債、83 ページ。

[発言する者なし]

次に、151 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が、また 152 ページから 153 ページの間には職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、国民健康保険事業会計に入ります。

171 ページをお開き願います。

このページから 185 ページまで、歳出であります。

[発言する者なし]

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

156 ページから 168 ページまでであります。

[発言する者なし]

以上で歳入が終わりましたので、186 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、市場事業会計に入ります。

194 ページをお開き願います。

このページから 195 ページまで、歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

189 ページから 191 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、196 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、老人保健医療事業会計に入ります。

207 ページをお開き願います。

このページから 210 ページまで、歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

199 ページから 204 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、211 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、公共下水道事業会計に入ります。

222 ページをお開き願います。

このページから 227 ページまで、歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

214 ページから 219 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、228 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員

手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、介護保険事業会計に入ります。

243 ページをお開き願います。

このページから 256 ページまで、歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

231 ページから 240 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、257 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、診療所事業会計に入ります。

265 ページをお開き願います。

このページから 266 ページまで、歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

260 ページから 262 ページまでであります。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 決算委員会のほうで以前も聞いているんですけども、物品の売払収入です。

261 ページ、財産収入のところで物品の売り払い代 8 万 8,000 円計上であがっているんですけども、確か昨年の委員会か何かでは当時 440 万何がしの数字が出て、その数字以降、この部分触れていないものですから、この際この物品の扱いについて、特に当時薬の問題ですね、引き継ぎの関係があつて。

これが最終的にどういうふうになつていのかどうか含めてお聞かせいただきたいと思つています。

●角田委員長 推進室長。

●石原地域再生推進室長 ただいまのご質問ですけども、この収入額につきましては委員ご承知のとおり、平成 20 年 3 月 31 日付けの市と指定管理者との間で交わされた覚書、これにより診療所が院外で

の調剤を開始するまでの間において、この間旧市立総合病院が調達した医薬品を使用した額、これが先ほど委員が言っております 443 万 8,911 円ということになります。

この額につきまして、法人の使用料支払計画書に基づきまして計画的に収納しているものであります。

計画の内容につきましては、平成 19 年度 15 万円、21 年度以降におきましては計画最終の平成 24 年 9 月まで毎月 10 万円ずつ納付するというので、今回の平成 20 年度につきましてはその残りといえますか、8 万 8,911 円、これがここに当たっているということになります。

以上でございます。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 それでね、薬という、物が物だけに前畑山室長の時代だったんですけども、ちょっとやり取りしてるんですが、物が物だけに取り扱いについては十分検討していかなければいけないと。

特に、その中に廃棄した部分というのはあるのですか。その辺の取り扱いについてはどうですか。

●角田委員長 推進室長。

●石原地域再生推進室長 お答えします。

残りの分についての廃棄等につきましては、覚書によりまして指定管理者の方で、市が処理できるものではないのでそちらの方で使えるものについては引き続き使って、期限の切れたものについては廃棄をしてもらうようにという覚書の内容に基づいてやっていたらと思っております。

確認等は行っておりません、それ以降。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 大きな部分だと思うんですけども、当時こう言ってるんです。

次の取り扱いについては、北海道なりとも協議をしながら、その法律の扱いをみながら廃棄することにしていきたいと。物が物だけということですから。

それでですね、廃棄された部分であるとするならば、どういう処理のし方をされているのか。

その辺は報告云々というよりも、市としてもきちんとした対応していると思うんですけども、その辺はどうなっているのか、ちょっとお聞かせいただきたいんです。

●角田委員長 推進室長。

●石原地域再生推進室長 お答えします。

覚書の内容におきましても、指定管理者からの報告義務、またはこちらの立ち入り検査等という内容というか規定になっておりません。

しかしながら、今言われたようにその後どうなったのか、どういう廃棄の処分をしたのかというのは市としてもやはり知っておくべきという考え方は持っておりますが、今現在についてはどうあったのかということは承知しておりません。

●角田委員長 高橋委員。

●高橋委員 今日、この場でやり取りしてもきくと答え出ないですから、市としては把握しておくべきだと思うんです。この分については。

以前から、診療所の部分については公的という部分でも謳われているわけですし、ましてや以前の市立病院時代の引き継ぎの部分のそういった薬という部分でも、市もまったく知らないというわけにもならないわけですから、何ぼ覚書云々したと言えどもその辺の把握というのは必要なかと思ひますし、当時議論した過程の中には、物が物だけにただ単の廃棄ということにはならないということを経験した室長が言われているわけですから、その辺は道なりとも含めてどういうふうな協議をして、どういうふうな廃棄をしたか、次回以降の委員会で結構ですので、その辺をちょっとお示しいただければと思いますので。これは要望としてお願いします。

●角田委員長 推進室長。

●石原地域再生推進室長 次回の常任委員会に、できればそこで報告させていただくということでご理解願います。

●角田委員長 よろしく願います。

ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

260 ページから 262 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、267 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書が記載されておりますので、ご覧願います。

次に、後期高齢者医療事業会計に入ります。

277 ページをお開き願います。

このページから 280 ページまで、歳出であります。

〔発言する者なし〕

以上で歳出が終わりましたので、歳入に入ります。

270 ページから 274 ページまでであります。

〔発言する者なし〕

以上で歳入が終わりましたので、281 ページをお開き願います。

このページには実質収支に関する調書並びに職員手当等の内訳が記載されておりますので、ご覧願います。

●角田委員長 次に、水道事業会計について一括して審査に入ります。

〔発言する者なし〕

●角田委員長 以上で決算書の審査がすべて終わりましたので、これより証書類の審査を行います。

それでは、これより準備をいたしますので、各委員の皆様は控室に戻られ、準備終了次第、事務局より案内させていただきます。

準備に入りますので、控室の方で暫時休憩いたします。

午後 4 時 4 分 休憩

午後 4 時 17 分 再開

●角田委員長 準備が整いましたので会議を再開いたします。

これより証書類の審査に入ります。

先ほど正木委員に対する質問で答弁がございますので市民課長より発言を許します。

市民課長。

●天野市民課長 先ほど正木委員からご質問がありましたごみ袋の件でありますけども、平成 21 年 3 月末現在のごみ袋の在庫であります。

10 リットルで 37 万 1,000 枚、20 リットルで 26 万 9,500 枚、40 リットルで 21 万 1,500 枚。

それで、20 年度ごみ袋売上手数料でありますけども、20 リットルで 8 万 9,110 枚、20 リットルで 28 万 9,080 枚、40 リットルで 119 万 9,695 枚販売しております。金額にいたしますと 2,932 万 1,000 円あります。

袋の製作でありますけど、20 年度 10 リットル 50 万枚、20 リットル 50 万枚、金額で 430 万 5,000 円となっております。

また、販売に伴う販売委託料でありますけども、決算書では 124 万 656 円となっております、袋分だけありますと 87 万 9,630 円となっております。

以上でございます。

●角田委員長 よろしいですか。はい。

それでは、これより書類審査に入ります。

この審査の時間は 20 分程度とすることにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定してまいります。それでは直ちに審査に入ります。

〔証書の審査〕

書類審査につきまして何か質問、意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●角田委員長 以上ですべての審査が終わりましたので、直ちに審査結果の取りまとめに入ります。

本会議に報告する委員長の口頭並びに文書報告の文案につきましては、正副委員長にご一任願いたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、正副委員長にご一任願います。

なお、委員長の口頭並びに文書報告につきましては、この会議の全文が会議録に登載されておりますので、結果のみの報告とすることとしておりますので、あらかじめお含みおき願います。

●角田委員長 次に、採決を行います。

認定第 1 号ないし第 9 号の 9 案件については、これを認定すべきものと決定してご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議がありませんので、本 9 案件につきましては全会一致をもって、いずれもこれを認定すべきものと決定してまいります。

以上ですべて終了いたしましたので、これをもって本委員会を閉じます。

お疲れさまでした。

午後 4 時 20 分 閉会

夕張市議会委員会条例第 24 条第 1 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会決算審査特別委員会

委 員 長